

札幌市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

虐待や貧困など、家庭環境における課題が深刻化、複雑化している現状に対して、学校と福祉機関等が連携した支援が必要である。このような実情を踏まえ、スクールソーシャルワーカーは、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて、児童生徒のおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなどして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー（甲）を13名委嘱し、教育委員会は、学校長から派遣依頼があった場合など、必要に応じて市立学校にスクールソーシャルワーカーを派遣する。

スクールソーシャルワーカー（乙）を5名委嘱し、拠点校を基に担当地区を巡回し、そこで把握した事案について教育委員会に報告する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー（甲）13名（うち1名はスーパーバイザー）
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士
- ・勤務形態：1人年間180時間（1回3時間×週2回×年間30週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）
- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー（乙）5名
- ・資格：校長経験者等、教育の分野において活動経験のある者
- ・勤務形態：1人年間630時間（1回6時間×週3回×年間35週を基本とするが要請に応じて不定期に活動）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「活動方針等に関する指針」は定めていないが、平成20年4月にスクールソーシャルワーカー活用事業実施要項及び取扱要領を定め、年度ごとに見直しをしている。さらに、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」（平成30年度7月作成）を教育委員会が作成し、各学校に配布し、周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

全市立学校の担当者が参加する生徒指導研究協議会においてスクールソーシャルワーカーの活用について資料を配布し、周知している。令和元年度においては、スクールソーシャルワーカーが講師となり、事例検討を行うなど、教職員の理解促進に向けた取組を行った。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー（甲）13名、スクールソーシャルワーカー（乙）5名

（2）研修回数（頻度）

月に1回

（3）研修内容

スクールソーシャルワーカーが対応しているケースについて事例検討を行い、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーが必要に応じて助言している。

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー全員が集まり、それぞれが抱えているケースの対応について交流や事例検討を行うことで、家庭や児童生徒への支援に係る多くの情報を得ることができると、問題を抱えている児童生徒及び保護者へのより適切な対応につながった。また、児童相談所との連携の在り方について協議する研修も非常に有効な場ともなった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 有

○活用方法

- ・前述の研修会において、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。
- ・学校からの相談について、必要に応じて各スクールソーシャルワーカーに助言。

（6）課題

月に1回の研修会において、扱う事例の数が多くなってきているので、一つ一つの事例に対しての研修的な時間をもつことが以前よりは少なくなってきている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策及び児童虐待・不登校・発達障害に関する課題のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校、⑦その他）

本児は小学校入学当初より、離席や落ち着きがない言動が目立ち、クラスメイトとのトラブルが頻発していた。同時期に遅刻・欠席も増えていき、学校全体で必要に応じた個別の支援を開始した。担任を中心に保護者との関係構築にも努めていた。しかし、保護者自身の精神的な疾患も重なり、学校と保護者とのやりとりに困難が生じ、次第に関係が悪化していった。そのため、スクールカウンセラーが保護者と面談したが、家庭全体の把握と支援の必要性から、その後スクールソーシャルワーカー（以下SSW）を要請した。

SSWが学校からの聞き取りを行い、本児の特性理解と背景にある保護者を含めた家庭環境・関係機関の整理を中心にアセスメントを実施した。関係機関と情報を共有しながら、学校での本児の様子を確認すると、発達障害の疑いがあることが判明した。また、保護者と学校との関係から、保護者との繋がり方を慎重に行う必要があると判断した。保護者との関係が良好な機関から繋がることを検討した。関係機関（保護課）の協力を得て、SSWと保護者が繋がり面談を実施した。保護者との信頼関係の構築に努めながら保護者が学校に対して抱えている困りごとなどを整理し、学校と保護者との間に介入した。その中で、本児が子ども同士の中で自由に遊ぶことは得意であること等の強みがあること、保護者は困りごとを関係機関に発信する力があるという強みがあることが明らかになった。そこで、本児と保護者の強みを生かしつつ、必要な支援が円滑に受けられるよう、関係機関の調整を行った。

具体的には、①本児と保護者に対する理解を学校全体で共有→保護者と学校の関係が良好になり、学校・保護者・SSWでの面談を実施した。その後、学校が中心となり定期的な保護者との連携へ。②発達障害の疑いから児童相談所での発達検査実施（療育手帳取得）→医療機関へ繋げる。③家庭全体を地域で支えるために必要な関係機関の調整・ケース会議等の実施・役割分担の整理（学校・教育センター・生活保護課・児童相談所・家庭児童相談室・相談室・ヘルパー事業所・放課後等児童サービス・児童会館・子どもコーディネーター等）

SSWとしては、起こり得る様々な状況に対応できるよう、保護者の安心と信頼関係の構築に努めつつ、状況に応じて関係機関との連携を実施した。本人や保護者が置かれた状況に対し、学校生活全体と地域生活全体を含めた総合的な支援への環境調整をすることで、保護者自身の安定にも繋がり、次第に本児に対しての理解も深まっていき、本児自身も安定した学校生活を送れるようになっていった。

【事例2】 不登校および家庭環境の課題解決のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

本児は中学1年生の夏休み明けより急に不登校になり、以降、放課後にプリントを取りに行くことでなんとか登校を継続している。不登校について学校が保護者との面談を実施したところ、ひとり親の保護者が本児に対して適切な家庭教育ができていないのではないかと心配を吐露した。また、諸費滞納や中3の兄の高校進学費用について曖昧な返答しかないなど、経済的に不安定であるにもかかわらず手立てをとりとうしない保護者の様子があった。学校としては今後の生徒の生活が心配されたため、当該家庭が金銭面を含めた福祉的な支援を受け、生徒が安定した生活を送ることができるようにスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を要請した。

SSWは学校から詳細な状況を聞き取り、その後、保護者と個別面談を行った。

保護者との面談の中で、本児の幼少期の様子などから情緒的な課題（性格の過敏さ、極端な完璧主義など）があることが窺われ、それが不登校に起因していると思われた。また、保護者についても、婚姻時の経済DVやモラハラ的な言動によって気力が低下し、現実的な問題からあえて目を背けているようでもあった。保護者としては、色々な課題があることは理解しているが気持ちの整理ができないこと、福祉的な支援を受けることに強い抵抗感があることで周囲の助言を受け入れられない様子がみられたため、焦らずゆっくと考えることができるように、本児の不登校や情緒の課題、経済的なこと、保護者の就労についてなどを課題ごとに整理し、

それぞれの支援機関や医療機関、利用できる社会資源について具体的に情報提供を行った。保護者は利用できる制度や相談できる場があると知って希望がもてたと話し、自分なりにできることをやってみると前向きな様子もみられたが、気持ちが継続しにくく連絡が途切れがちな面もあったため、保護者が信頼し一番の相談相手となっている学級担任と情報共有をし、担任かSSWのいずれかが必ず保護者と定期的に話ができるように連携を図った。

また、以前より本児が度々家庭内で暴力的な行動をとることや、今後経済的に困窮するリスクの高い家庭であることから、家庭児童相談室と連携を図りケース会議を実施した。本児の発達特性、保護者への支援、家庭のリスクと今後想定される状況について、情報共有と課題の整理を行い、支援の方向性を共有し関係機関で役割分担を行った。当面は保護者のレジリエンスを高めることや本児の情緒の安定を図ることを目標に、学級担任が焦らず継続的に支援すること、学校とSSWが家庭に継続的にかかわる中で、具体的な福祉的支援が必要だと判断された場面では関係機関が速やかに連携を図り支援に繋げていく体制を整えた。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度から巡回型のスクールソーシャルワーカー(乙)を5名配置し、拠点校を基に全小学校を巡回してSSWが対応すべき案件がないか聞き取りを行っている。その結果として、支援対象児童数は、平成29年度の287人から平成30年度は1,026人へと増加し、令和元年度は1,160人へとさらに増加した。これは、巡回SSWが市内全小学校を訪問することで、家庭環境に問題のある児童を早期発見することができた成果と捉えている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(平成30年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

SSWの増員による迅速な対応やより細やかな配慮ができる体制づくりを目指す。また、SVおよびエリアリーダーが後進のSSWを育てる役割を担い、SSW個々の質を高めるとともに、SSWによる対応を学校が学ぶことで学校現場の対応力の向上を促す。

<課題の原因>

巡回SSWを含め、SSWを増員したことによるSSWとしての質を担保すること。

<解決に向け実施した取組>

令和2年度からは、エリアリーダー3名をSVとし、4名のSV体制を整えた。そうすることで、後進のSSWを育てる環境を整えやすいようにした。また、全体ミーティング等で研修をさらに充実させることで、SSWによる資質向上に努めている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

問題を抱える子どもが増加するとともに、その問題が複雑化することで、対応は長期化している。一方でSSWの対応時間には限界がある。

<課題の原因>

貧困や社会情勢により問題を抱える子どもが増加傾向にある一方で、核家族化や地域のつながりの希薄化など、社会的に子どもを見守る体制が脆弱になり、困難を抱える子どもを早期に発見することが難しくなっていることがある。

<解決に向けた取組>

市内の小学校を巡回する巡回SSWと、児童会館や子ども食堂を巡回する「子どもコーディネーター」との情報を共有して、SSWへの支援へとつなげるなど、支援体制の充実を図る。また、研修等の充実により個々のSSWの質を向上させ、適切で迅速な支援を図る。

仙台市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置、活用することで、学校の教育相談体制の充実を図り、不登校や引きこもり、暴力行為、児童虐待、いじめ等の生徒指導上の課題を改善する。
- (2) 配置・採用計画上の工夫
教育委員会内にスクールソーシャルワーカー7名を配置し、学校からケース依頼を受けて派遣を行っている。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
【配置人数】7名
【資格】社会福祉士、精神保健福祉士
【勤務形態】1日6時間×週5日
- (4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組
 - ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
資格要件、業務内容、ケース対応の進め方等を盛り込んだガイドラインを策定し、それをもとに概要版（活用事業についてまとめたもの）を作成し、各学校に年度始めに配付している。その中で、活用の仕方やスクールソーシャルワーカーの役割について周知している。
 - ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
 - ・年度始めに、不登校対策ハンドブックを作成し全教員に配付した。事例の中ではスクールカウンセラーと共に、スクールソーシャルワーカーの役割や活用について具体例を記載している。また、各校に対して、年度始めにこのハンドブックを使用した校内研修実施を依頼している。
 - ・不登校対策担当者の研修会では、事例検討を行った際に事務局からスクールソーシャルワーカーの役割や活用について説明した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
 - ・スクールソーシャルワーカー7名
- (2) 研修回数（頻度）
 - ・年40回程度（SSWSVによる研修10回、SSW同士による研修21回、学校教育理解研修9回） ※うち18回は事例検討実施
- (3) 研修内容
 - ・事例検討（スクールソーシャルワーカー同士）
 - ・学校教育（心のケア、いじめ、不登校、特別支援教育等）についての理解
 - ・スーパーバイザーによるスーパーバイズ（SSWの経験別研修＜1・2年時と3年時以上の2グループ＞やいじめを主訴としたケース依頼を受けたことを想定した事例検討、SSWSVとスクールロイヤーとの情報交換会への参加など）
- (4) 特に効果のあった研修内容
 - ・スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの活用 ※上記のとおり
 - ・学校教育の理解 ※上記のとおり
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
OSVの設置（有・無）
O活用方法 毎月1回、スーパーバイズや事例検討
- (6) 課題
 - ・スキル向上のための研修内容の充実
 - ・スーパーバイズの機会を増やすための予算措置
 - ・学校教育理解の推進

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】小学低学年より長期不登校児童支援のための活用事例

④不登校) <SSWの配置形態：派遣型>

小学低学年から長期不登校となる。母は児童への対応に不満と不信感から、学校と母との関係は悪化し家庭への連絡も取りづらくなった。そこで、SSWの要請に至り、母子との面談を行った。児童の発達上の特性や母の考え等を踏まえ、SSWと学校とで児童の支援体制を整理したことにより、母との関係も改善し、児童は小学中学年から週1～2回放課後登校ができるようになった。登校時の活動は、主に学習面でのフォローを行った。小学高学年には、野外活動の参加を機に学級に入れるようになり、毎日登校するようになった。SSWは、母子面談を通じて、児童支援を第一として関係機関への相談を動機付けし、その評価をもとにしながら教職員と共に支援体制を整理し、不登校支援に当たった。

【事例2】保護者が育児不安を抱えている児童支援のための活用事例

②児童虐待) <SSWの配置形態：派遣型>

母子家庭で、児童には発達上の特性があり服薬をしていた。小学低学年には虐待を受けていると思わせるような児童からの発言があり、一方、母はSCに育てにくさを話していた。関係機関に母をつなぐことを目的としてSSWの要請に至った。ケース会議を数回実施するとともに、SSWは母との面接を重ね、学校と母の橋渡しの役割を担った。学校と協力しながら母を見相につなぎ、児童は一時保護になった。児童は一度家庭復帰し、登校とともに放課後デイサービスを利用していたが、母の緊急入院により再度一時保護となり、その後施設措置となった。SSWは、母との面談を重ね、気持ちを受け止めるとともに関係機関である見相につないだ。結果として一時保護や施設措置となった。

【事例3】

事例なし

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・仙台市では、平成26年度に1名体制でスクールソーシャルワーカー活用事業を開始し、26年度の対応件数は44件であった。30年度からは7名体制で事業を実施し、令和元年度の対応件数は157件であった。
- ・相談件数のうちの約半数が不登校事例であり、全国的に見ても出現率が高い仙台市の不登校について、学校や関係諸機関と連携をしながらその対応に当たっている。
- ・事業担当課である教育相談課は市内全学校の巡回訪問を行っているが、スクールソーシャルワーカーが同行し、直接スクールソーシャルワーカーの業務内容を説明したりしながら、学校の困難ケースを拾い、支援や対応に当たっている。
- ・事業開始6年が経過し、各学校においてもスクールソーシャルワーカーの役割やその有効性が認知されるようになってきた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(平成30年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・優秀な人材の確保、及び人材育成。そのための研修の充実や雇用条件の見直しが課題である。
- ・市内の学校数(189校)、ケース数から見ると配置拡充は必要だと考える。配置形態についても今後検討の必要ありと考える。

<課題の原因>

- ・本市では社会福祉士、または精神保健福祉士の有資格者を、非常勤嘱託職員(令和2年度より会計年度任用職員)として採用しているため、正職員や他業種などの専門職と比較すると差が大きく、報酬(給与)の面では課題がある。その点では優秀な人材確保が難しく、拡充は更に困難な状況にある。人数を拡充することにより、質の低下が懸念される。
- ・人材育成において、研修の充実と日頃の実践の積み重ねや振り返りが重要と考えるが、複数の優秀なスーパーバイザーの確保や、スーパーバイザーの日頃からの支援や関わりが実践力の向上につながるが、予算関係上困難な部分もあり、専門職からの助言の機会が少ない状況にある。

<解決に向け実施した取組>

- ・研修の充実については、経験年数に応じた2グループに分けて事例検討を行うことでスキルアップを目指した。スーパーバイザーも実態に応じ指導に当たっていた。
- ・アセスメントとプランニングを意識して、ケースに向き合えるように、研修だけでなく、日常会話の中でも確認するよう担当指導主事等とも共通認識を図った。個人差はあるものの向上が見られ、自己の理解、振り返りにもつながった。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・優秀な人材の確保、及び人材育成。そして報酬面など、正職員としての待遇改善が必要である。

<課題の原因>

- ・上記と同様

<解決に向けた取組>

- ・上記と同様
- ・ケースへのペア配置により、経験豊富なSSWから経験の浅いSSWが学ぶ機会を意図的にとれるよう体制を整える。
- ・アセスメントとプランニングを更に意識させるために、ケースについてアセスメントシートやフェイスシートをそれぞれ作成する。

さいたま市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題に対し、教育分野に関する知識並びに、福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行い、健全な児童生徒の育成を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

小学校24校に1名ずつ計24名、教育相談室6室に18名の計42名を配置し、全ての市立学校でスクールソーシャルワーカーの支援が受けられる体制を整備した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 42人

○資格 社会福祉士26人 精神保健福祉士21人 教員免許11人 ※重複あり

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○「さいたま市スクールソーシャルワーカーガイドブック」を作成し、すべての市立学校へ配付した。

○教育相談室の指導主事や精神保健福祉士とともにすべての市立学校へ訪問し、各校の実態に応じたSSWの役割について、管理職と協議を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

教育相談主任・SSW・さわやか相談員、3者合同研修会を実施した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

さいたま市スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

SSW連絡協議会（3回）、SSW合同事例研修会（2回）、新規任用者研修会（2回）

SSW地域連携会議（5回）、SSW室事例検討会（6回）

（3）研修内容

○さいたま市の教育相談 ○SSWの役割や業務内容 ○虐待の理解と対応

○希死念慮のある児童生徒への対応 ○子どもの理解 ○事例検討会

（4）特に効果のあった研修内容

・「SSW地域連携会議」は、年間5回、市内6ヵ所ある教育相談室の担当地域のSSWが、担当教育相談室に集まり、社会資源の共有や、事例検討会を行った。地域の社会資源をSSWで共有することや、事例検討会を行うことで支援技術の研鑽に効果があった。また、定期的にSSWが集まることで、感情的な支えあいにも効果があった。

・「児童虐待事例にSSWが求められる支援」を内容とした研修会を行い、SSWが把握しておくべき、法律などの知識を習得した他、求められる支援についてSSW全体で確認できた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

・SVの設置：教育委員会の精神保健福祉士（常勤職員）7名

○活用方法

・学校配置のSSWには、学校に訪問して個別にSSWのケースに対する助言・指導。

- ・教育相談室配置のSSWには、教育相談室内で事例検討会の実施、ケースに対する助言・指導。

(6) 課題

- ・SSWの経験等や技術に応じた資質向上に向けた研修のあり方。
- ・SSWの活用状況に応じた配置。
- ・SSWに対して専門的な見地から迅速に指導・助言のできるSVの育成。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例（例；①児童虐待）＜SSWの配置形態 拠点校型＞

母子家庭で、母親は、精神疾患があった。子どもを家に置き去りにして外出してしまい、児童相談所の一時保護になった。子どもにも、発達的な偏りがあり、家で暴れることもあり、学校でも不適応な行動をした。一時保護中に児童相談所とSSWが連携をとり、児童相談所の紹介で一時保護中に母とSSWは面接をすることができ、支援を開始した。一時保護解除後に、SSWは子どもを放課後デイサービスにつなげ、母親面接も継続した。家庭訪問を行う児童相談所とも情報共有を行い、見守り体制を構築した。

【事例2】不登校のための活用事例（例④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

施設入所後に父親に引き取られた父子家庭の子ども。子ども自身、学習に遅れがある他、体を洗うなどの身の衛生を保つことが苦手なうえ、父親も仕事が忙しく、子どもの学習面や衛生面のサポートが出来なかった。

また、家庭内も不衛生であった。子どもは不衛生からくる臭いなどでクラスで目立ってしまい、次第に不登校になっていった。SSWは、家庭訪問を続け、父・子どもと信頼関係を築いたうえで、シルバー人材センターと連携し、家庭にホームヘルプサービスを導入した。家庭内が綺麗になったうえで子どもに、SSWと養護教諭から体の洗い方の指導をしたところ、子どもも次第に自分の衛生を保てるようになっていき、登校もできるようになっていった。

【事例3】性的な被害のための活用事例（例；⑧性的な被害）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

特別支援学校に通う兄からの性被害があった女子。一時保護歴があるが、家庭で過ごしている。両親も知的障害を抱えている。女子の学校に配置されているSSWは、学校で子どもと面接をし、家庭訪問をする他、児童相談所・民生児童委員・兄の通う特別支援学校と情報共有や定期的なケース会議を行い見守り体制を構築した。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度の支援実件数は、2628件で、平成30年度の1767件と比べて、約1.5倍増加した。関係機関との連携数も増加しており、継続ケースにおける関係機関との連携支援延べ件数は、平成30年度の2086件から、令和元年度は3142件と、1056件の増加となっている。

有資格SSWの増加や経験値を積み重ねたSSWにより、これまでよりも多くの児童生徒、保護者に対して支援を行うことができた。

	SSW 配置人数	支援実件数	学校だけでは対応が難しいケースを関係機関と連携して支援した件数	
			実件数	延べ件数
H29年度	20	990	345	1580
H30年度	31	1767	495	2086
令和元年度	42	2628	603	3142

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・有資格者やSSW経験者等の人材確保
- ・SSWの専門性の向上のための育成や研修

- ・ S S Wの勤務時間管理
- ・ S S Wが効果的に機能するための学校内における教育相談体制の充実

<課題の原因>

- ・ 勤務条件のよい他自治体への異動。
- ・ 社会的背景が原因となって複雑化する課題への対応。
- ・ 超過（時間外）勤務。
- ・ S S Wによる学校内でのチーム体制の構築及び支援のコーディネート。

<解決に向け実施した取組>

- ・ 「S S W地域連携会議」を実施し、定期的にS S W相互研鑽できる機会を設けた。
- ・ 学校に教育相談室配置の精神保健福祉士が訪問し、S S WにS Vを実施した他、学校職員にS S W活用についての助言を行った。
- ・ 学校から「平成31年度 小学校におけるスクールソーシャルワーカー（S S W）拠点校申請書」を提出してもらった。その申請書の項目の中に「S S Wを活用した具体的な学校の取組（計画）」「時間内に業務を終えるための工夫」を設け、学校にも活用や時間管理の計画を立ててもらった。
- ・ 超過勤務が起きないように「さいたま市スクールソーシャルワーカーガイドブック」を学校に配付し、S S Wの1日の流れのモデルを提示した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・ 専門性の高い課題への重点支援と体制づくり。

<課題の原因>

- ・ S S Wによる支援の質の向上
- ・ 「専門性のある」人材の確保。

<解決に向けた取組>

- ・ より効果的な支援につながる事例検討会や地域連携会議等の研修内容の工夫。
- ・ 支援の必要性に応じた S S W の配置の工夫。
- ・ 「専門性のある」人材の確保に向けた採用の工夫。

千葉市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことにより、各学校における教育相談体制の充実を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会（教育支援課、教育センター、養護教育センターに各1名）と6行政区を2区ごとに1名ずつの計8名を配置することにより、担当指導主事、スーパーバイザー、スクールカウンセラー、関係機関、学校との連携が図れるようにしている。原則として、それぞれのSSWに担当校を割り振ってあるが、派遣申請の内容を精査してうえでSSWを派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・社会福祉士6名（うち2名は教員免許状、1名は公認心理師を取得）、精神保健福祉士1名
教員免許状1名
- ・年間560時間勤務（週4日、1日4時間勤務を原則としている）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・活動方針等に関する指針（ガイドライン）を策定し、年度当初、全学校に配布。SSWの活動等について周知を図っている。
- ・SSWの活用について、管理職研修会や生徒指導または教育相談担当対象の研修会で、ガイドラインを示しながら周知している。
- ・年度当初に、各SSWが担当校を訪問し、顔合わせとともにSSWの活動や申請方法にガイドライン等を活用し説明している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・地域別（行政区）教頭研修会、養護教諭研修会において、SSWが講師として講演を行った。講演内容は、SSWの活動内容や事例に基づいた支援ネットワークの構築等である。
- ・拠点校を中心に、校内の会議にSSWが参加し、社会福祉の視点から助言等を行っている。「チーム学校」の一員として学校現場で活用できるように促進している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

- 全スクールソーシャルワーカー

(2) 研修回数（頻度）

- 研修会：年3回
- 定例会：月1回
- 初任者研修：約2ヶ月

(3) 研修内容

- 研修会：活動方針及び計画、教育関係機関の施設見学・事業説明、講話
- 定例会：事例検討、情報交換、行政機関からの行政説明や通知等の伝達
- 初任者研修：千葉市の教育、千葉市の行政機関・相談機関、SSWのサービス・職務

(4) 特に効果のあった研修内容

- 教育関係機関の施設を訪問することで、より連携が取りやすくなった。
- 市役所本庁の子ども家庭支援課職員を招いて、事業等についての説明及び情報交換を行った。
- 事例検討を行うことで、SSWの共通認識や対応等について意見交流が図れた。また、統括スーパーバイザー（SV）からスーパービジョンを受けることができ、事案対応に役立てることができた。

(5) スーパーバイザー（SV）の設置の有無と活用方法

- SVの設置（有）
統括スーパーバイザーを設置し、SC・統括SVを含めた組織的な相談体制をとっている
- 活用方法
定例会等におけるスーパービジョンの場と、ケース会議の前後に助言できる場を設定している。

(6) 課題

- 新人スクールソーシャルワーカーが増加していることから、1～3年目の新人研修のあり方を検討しなければならない。
- 「チーム学校」の一員として、スクールソーシャルワーカーの見識と力量を更に高めていく必要がある。
- 配置方法や雇用体系の見直しを図りながら、地元の大学等の教育機関との連携など、SSWの人材確保について検討していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待）＜SSWの配置形態：派遣型＞

(1) 家庭環境及び本人・家族の状況

小学3年の妹と中学3年の姉、母親の3人家庭。アパートの廊下まであふれるほど、家のごみ屋敷状態になっており、流しや風呂が壊れていて使用できない。同じ服を着ていたり、臭いを発していることから学校でのトラブルが多い。姉は高校受験を控えているが、自宅では学習ができないため、スーパーのイートインスペースや図書館等を利用して学習している。

母親は精神疾患をもっているが、継続的な受診ができず症状が回復しない。就労についても意欲があまりない。また、家事への意欲が低いことから、洗濯等の家事は姉妹で分担して行っている。ゴミ屋敷について、気にはしているようだが、どうしていいかわからないと言って、具体的な行動がとれない。

(2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・兄妹の学習と生活の場所を見つけ紹介できるようにする。進学に向けての学習支援と経済的支援の確認。
- ・母親の精神的な安定のため、継続的な受診ができるような手立てを検討する。
- ・ゴミ屋敷の解消、母親の家事や子育ての意欲を高めるため、関係機関に働きかける。

(3) 経過

- ・NPO法人の支援で、母親の医療機関の受診が行われるようになり、精神的に安定するようになった。
- ・母親が服薬することで落ち着き、洗濯等の一部の家事を行うようになった。
- ・生活支援サービスに依頼し、徐々にゴミを撤去し生活環境も少しずつ改善された。
- ・市の学校外教育バウチャー事業を利用し、姉は学習塾に通うことができるようになった。

【事例2】不登校状態改善のための活用事例（②児童虐待、④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

(1) 家庭環境及び本人・家族の状況

4人の子ども（小学1年、4年、中学1年、3年）と母親の5人家族。母親は外国籍で、数年前に父親と離婚が成立し、日本語が苦手である。母親が安定した職に就くことができず、経済的にも苦しいが行政機関の支援は受けていない。4人の子ども全員が不登校状態で、母親が子どもを就学させる意欲が乏しい。学級担任を中心に家庭訪問等を繰り返し行ったが、学校が子供たちの生存確認をすることができず、母親とも連絡が取りづらくなった。

(2) SSWの支援（ケース会議のもと、長期目標・短期目標・関係機関の役割分担を確認）

- ・教頭と担任が家庭訪問する際にはSSWが同席して、子どもと母親に接触できるようにする。
- ・小学校、中学校主催で合同ケース会議を開催し、関係機関である児童相談所、社会援護課、こども家庭課（家庭児童相談員）と情報共有し、子どもの生存確認ができるよう連携を図った。また、学校から所轄の警察署にも相談に行き、必要に応じて家庭訪問時の同行を依頼した。
- ・外国人支援のNPOに通訳を依頼し、母親の困り感が聞き出せるようにした。
- ・母親の就労支援や生活保護等の手続きについて、母親にSSWと通訳が同行し、行政的な手続きができるよう支援した。

(3) 経過

母親に対して、学校だけでなく関係諸機関からも生存確認が必要で、応じない場合には法的な手段等が必要であることを伝えたとこ、小学校で親子との面談が実現した。今後も関係諸機関との情報共有を続け、不登校状態が改善できるよう教育センター等の相談機関に親子を繋げていく予定である。

母親の不安が少しでも取り除けるよう、SSWとこども家庭課（家庭児童相談員）が通訳と共に定期的に家庭訪問を行っていく。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラー活用事例

昨年度、活用事例はありません。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 昨年度142件の支援を行い、44件について問題が解決し、残り98件は年度内に解決することができなかった。平成29年度は102件、30年度は106件を支援しており、年々、学校からSSWを要請する件数が増え続けていることから、SSWの活用が学校現場に広がりつつある。今年度は7月末現在で135件の支援を行っている。
- 学校だけでは解決困難な事案について、SSWを活用することで福祉行政機関と学校が連携しながら、解決に向けて事案を進めることができた。
- 教育センター、養護教育センターに配置したことにより、両センターの相談事案にSSWの助言が可能となった。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 配置方法や雇用体系の見直しを図りながら、地元の大学等の教育機関との連携を図り、人材確保・育成。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上と、解決困難な事案へのより良い対応を行うこと。

<課題の原因>

- 各地方自治体が、文科省の方針を受けてSSWの募集を積極的に行っていることから、社会福祉士等の有資格者の確保が難しくなっている。
- 毎年、新人のSSWを採用する傾向が続いており、SSWの育成が急務である。学校からは「チーム学校」を担う専門職として要請されており、資質向上を図り、事案対応力を高めていく必要がある。

<解決に向けての取組>

- 配置方法や雇用体系の見直しを進める。
- 社会福祉士の実習を積極的に引き受けるなど、地元の大学との連携を図り、人材確保に努めている。の検討を行うこと。
- 新人研修の体系や内容についての見直し。
- 毎月、SSW研修会を開催し、事例検討や各省庁発出の文書等を確認することで、事案対応力や資質向上に努める。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- スクールソーシャルワーカーの資質向上と研修体制の改善。

<課題の原因>

- SSWの配置人数増に伴う新人SSWの増加。

<解決に向けての取組>

- 新人研修の体系や内容についての見直し。OJTの充実を図る。
- SSWスーパーバイザーを新たに配置し、SSW同士の相談体制、研修体制の充実を図る。
- 児童相談所や子ども家庭支援課等の職員や相談員を招き、研修内容の充実と行政機関との連携を図る。

【事例2】不登校状態改善のための活用事例（②児童虐待、④不登校） < S S Wの配置形態：派遣型 >

段階	取組内容及び S S Wが担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
① 問題の発見	<p>小学1年、4年、中学1年、3年の4人の子供（それぞれ児童A、児童B、生徒C、生徒Dとする）と母親の5人家族。母親は外国籍で、日本語が苦手である。数年前に父親と離婚が成立。母親が安定した職に就くことができず、経済的にも苦しいが生活保護等の行政機関の支援は受けていない。このような情報は、子供たちが通っていた保育園、小学校、中学校は掴んでいた。また、4人とも不登校状態で母親と連絡が取りづらいことも情報共有していた。</p> <p>生徒Dが登校した日に、今後の進路決定が心配であること、食べるものが家にほとんどなく苦しいとの訴えがあった。それを聞いた担任が管理職へ相談。管理職が学校担当の S S Wに対応を相談するとともに、<u>市教委に S S Wの派遣要請</u>を行った。</p>
② 学校内での方針の検討	<p>市教委から派遣された S S Wは、小中学校の管理職から<u>ケース概要を聴取し、ケース会議の実施を提案</u>。ケース会議は、<u>S S Wが進行と助言</u>を行い、家庭状況の把握と支援方針等が検討された。</p> <p>参加者：児童相談所、社会援護課、こども家庭課（家庭児童相談員）、S S W 児童A、児童B、生徒C、生徒Dのそれぞれの学級担任、小中学校の校長</p> <p>①学校・家庭での様子（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人の父とは3年ほど前に離婚している。その後、経済的に苦しくなっている。 ・家庭訪問等を行っているが、児童A、児童B、生徒Cの生存確認が長期に渡りできていない。 ・それぞれ子供たちも特性をもっているが、母親も精神疾患の疑いがある。 ・別れた父親から、母親も子供たちもDVを受けていたとの発言があったが、児相等の支援は入っていない。 <p>②考えられる要因</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちそれぞれの特性や母親の精神疾患が、父親からのDV被害の影響によるものかもしれない。 ・母親の養育姿勢が改善できるよう支援していかないと、子供の不登校状態が解消できない可能性が高い。 ・母親を中心に、この家庭が社会的に孤立している。 <p>③支援の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童A、児童B、生徒Cの生存確認において、学校教職員だけでなく、子ども家庭課や児相職員または警察との連携を図る。生存確認の必要性等について母親に説明する。 ・行政の支援が受けられるよう、<u>S S Wが母親に同行して手続き</u>をできるようにする。また各機関が連携して、S S Wが中心となってこの家庭を見守る<u>支援ネットワークを構築</u>する。 ・子供たちが登校できるよう教育センターと学校との連携を図る。
③ 支援の実施	<p>①教職員が家庭訪問する際に、S S Wが同行して家庭状況を探る。S S Wが母親と子供と接触できるよう、学校から働きかけていく。</p> <p>②S S Wが家庭児童相談員と同行して、生活保護等の手続きの仕方や子供のことを相談できる教育センターを紹介する。母親の日本語習得が厳しい状況から、次回から外国人支援のNPOに通訳の派遣を依頼。</p> <p>③母親が就労支援や生活保護等の手続きができるよう、S S Wと通訳が母親に同行し行政機関を訪問する。</p> <p>④S S Wが児相職員と連携して、児童A、児童B、生徒Cの生存確認をする必要性を通訳を通じて母親に説明し、定期的に学校で面談するように伝えた。</p> <p>⑤母親を支えられるよう、S S Wが中心となって<u>支援ネットワークを構築</u>する。</p>
④ 経過観察	<p>①S S Wが母親に同行して、就労支援や生活保護等の手続きを行ったため、経済的に安定してきた。</p> <p>②母親との関係がある程度構築でき、定期的に子供たちの生存確認ができるようになった。子供たちへの学習支援や心のケアを教育センターの相談員やS Cと連携を進めていく。</p> <p>③母親の不安を取り除くため、S S Wと家庭児童相談員が<u>定期的に家庭訪問</u>をする。</p> <p>④母親が安定しはじめ、子供たちも学校生活への興味を少し示したことから、ケース会議を学校で開催。今後の支援について検討する予定。S S Wが中心となって、各行政機関との<u>支援ネットワークや役割分担の調整</u>を進めていく。</p>

横浜市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市では、活用事業のねらいを「児童生徒への支援や課題の解決のため学校の組織的取り組みの中心的役割を担う児童支援・生徒指導専任教諭、特別支援教育コーディネーター等がSSWと協働し、問題を抱える児童生徒を支援するとともに、その支援の過程で学校自らの問題解決力をつけていくこと」としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成27年度より行政区担当制度を実施。小中学校担当SSWを学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当SSWを教育委員会事務局に配置し、指導主事等を含めた課題解決支援チームの一員として、指導主事室長の命、もしくは学校長の要請により派遣している。

管理・育成体制強化のため、平成29年度から担当課に人材育成や事業計画等を担当する係長を5年の任期付きで配置。平成30年度には統括SSWを常勤化して4名に増員し、エリアスーパーバイザーとして学校教育事務所に配置し人材育成の強化を図っている。令和元年度は係長1名を応援で増員。また、行政区担当SSWとは別に平成31年度は4名、令和元年度は更に3名を加えた12名を雇用し、「中学校区巡回型」活用事業についてモデル実施した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

正規職：7名、非常勤嘱託職員：32名：社会福祉士 or 精神保健福祉士を必須とする：7.5時間×4日/週
＜その他の所持資格：公認心理師、臨床心理士、教員免許、介護支援専門員、相談支援専門員他＞

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

令和2年度の巡回型支援への移行に向け、SSW活用の手引きを全面改訂した学校向け活用ハンドブックとSSW向けハンドブックを作成し今春の全校配付に備えた。ガイドラインについては、SC、SSW間の調整を図りながら、令和2年度の完成を目指している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

令和2年度の巡回型支援への移行に向け全小・中学校向けの事業説明会を計4回実施した他、学校の求めにより個別に研修を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 （2）研修回数 （3）研修内容

全SSW	年4回	機関連携、緊急対応、SSW事業プログラム、SSWスタンダード
新任SSW	年10回	SSW概論、支援の実際、学校・教員文化、校内分掌、発達心理等
統括SSW	年2回	グループスーパービジョン

（4）特に効果のあった研修内容

SSW事業プログラム：支援の実際を振り返ることができるため、全SSWに有効

SSWスタンダード：SSWのあるべき姿を振り返ることができるため、全SSWに有効

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SVの設置：5名（全市担当1名、学校教育事務所担当4名）

活用方法：定期的な事例検討（月1回）、個別のスーパービジョン、目標管理、OJTによる人材育成

（6）課題

- ・ 指導者の不足により、SSWの個々のレベルに応じた研修ができる指導体制を構築しにくい。
- ・ 獲得すべきスキルの研修がプログラム化されていない。
- ・ 研修効果の検証を十分に行えていない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】口論からSNSトラブルによるいじめに発展したケースでの活用事例（③いじめ）

<SSWの配置形態：派遣型>

（1）ケース概要

小5女子は、クラスの女兒（A）と口論になったのを機にAを含む数名から、悪口を言われる、SNSのグループから外される、持ち物を壊される、トイレに閉じ込められるなどのいじめを受けるようになり、不登校に。保護者は、状況の改善に至らない教員の対応に不信感をいだきSSWに相談。

（2）支援内容

- ① 学校外の相談室で本児・母が来所しインテーク面談。主訴：「一日も早くいじめを止めてほしい。」
- ② SSWと指導主事が学校を訪問し、関係児童の行動を観察するほか、追加情報を収集。学校からの指導後もいじめが継続していることを確認。
- ③ 学校とSSWはカンファレンスで協働アセスメントし、加害児童だけでなくその保護者らもいじめに対する意識が低く指導に非協力的であることがいじめを抑止できていない要因であると見立てた。学校は警察に連絡票を出し、加害児童らは警察で指導を受けることとなった。
- ④ カンファレンスでは、いじめの解決が図られるまでの本児への支援内容についても協議。学校は安心できる校内の居場所の確保と学習保障、SSWは本児の希望により校外のカウンセリングの利用について調整した。
- ⑤ 警察の継続的な指導により加害児童らに反省の兆しが見えてきたことから、本児の意思を確認し、謝罪の場をもつこととなった。
- ⑥ SSWは、謝罪の場を修復的対話で行うことを学校に提案し、会の進め方について児童支援専任教諭と協議し実施。謝罪の会は無事終了。

（3）支援後の経過

- ・ 本児は徐々に自信を取り戻し、明るい表情が戻ってきた。
- ・ 加害児童の中で養育支援が必要な家庭は、それぞれに適切な機関から支援が行われた。
- ・ 両者が落ち着くのを待って修復的対話の形式で行われた謝罪の場で、本児・加害児童ともに冷静に思いを伝え、今後のかかわり方について約束できたことにより、本児は6年進級後、安心して教室に入ることができるようになった。
- ・ 学校はSSWとともに本児と保護者を含めた校内ケース会議を定期的で開催し、心配ごとがないかを確認し早めの支援に努めた結果、本児は加害児童とともに無事卒業を迎えることができた。

【事例2】校納金の滞納がある家庭の中学校入学支援での活用事例（①貧困対策）

<SSWの配置形態：派遣型>

（1）ケース概要

母子生活支援施設退所後に転入してきた小6長男と小5次男のきょうだい。不登校気味でもあったことから、担任や専任を中心に家庭訪問や電話連絡をこまめに行っていた。小6長男の中学校進学を控え、きょうだいそれぞれに学校納入金の滞納があること、中学入学に向けた準備等の支援が必要な家庭であることからSSW要請となった。

（2）支援内容

- ① インテークのため学校訪問。滞納金の内訳や中学準備に必要な金額と手続きを確認。本家庭は生活保護を受給しており、現在も母子生活支援施設のアフターフォローが継続していることから、関係機関とケース会議をもつことを提案した。
- ② SSWより、家庭のアセスメントのため区の生活支援課と母子生活支援施設それぞれの担当者に話を聞

いた。そこで高3長女と高1次女の通う学校にもそれぞれ滞納金があることが発覚。母は外国籍で社交的で明るい性格だが、就労するもなかなか続かず、金銭管理が計画的にできないため保護費を学費に回せていないことが分かった。

- ③ 関係者の情報から、緊急度の高い高3長女と小6長男の滞納金支払いと進学準備を整えることに焦点を絞った会議にすることを、SSWから学校と関係機関に提案。同意を得て、SSWがファシリテーターとなり機関連携ケース会議を実施。また、今後のためにも小6長男が進学予定である中学校にも参加を呼びかけ、情報共有と関係者との顔つなぎを行った。
- ④ 機関連携ケース会議の結果、長女と長男の進学に必要な支援を洗い出し、関係者で支援の役割分担を行った。

(3) 支援後の経過

- ・ 生活保護費は母の同意を得て窓口支給に切り替えた。保護費支給日には生活支援課の窓口で小学校管理職が滞納金を受け取り、中学準備に必要なお金も封筒に振り分けることができた。
- ・ 母は母子生活支援施設担当者と小学校専任の声掛けにより、中学校の入学説明会に参加。物品の購入や手続きなどは、引き続き母子生活支援施設担当者と小学校専任がサポートしている。
- ・ 高3長女は生活支援課の窓口で金銭面についての現状と今後の説明を聞き、滞納金の半分を自らのバイト代で支払い、無事奨学金の手続きを完了することができた。

【事例3】〇〇〇〇のための活用事例（②児童虐待、⑧性的な被害）

<SSWの配置形態：派遣型>

(1) ケース概要

外国につながる家庭の小3女兒。集団不適応で、クラスに入れず、自分自身を叩いたりする自傷行為も見られるなど、発達課題が疑われる他、学習に支援が必要な状況にあった。本児の言動から同居する叔父からの性的被害が疑われた。学校と家庭、児童相談所との連携が必要なケースであるが、保護者は父母共に外国人で学校との結びつきが希薄であるため、機関と父母がつながることを目的にSSW要請となる。

(2) 支援内容

- ① 学校とともに行動観察を行い、校内カンファレンスで本児の特性に合わせた教室を離脱した際の対応方法などを確認。叔父からの性的被害については、児童相談所への通告につなげるため、本児が安心して自分のことを語れる場所と人々を設定し、本児の困り感を聞くこととした。
- ② 本児は被害の状況を言葉にはしなかったが、「叔父とは二度と会いたくない」などと話したため、学校は児童相談所に通告するとともに、SSWと相談の上、本児に対しては、「あなたのことをみんなで守るよ」とのメッセージを伝えた。
- ③ 児童相談所の一時保護により、本児の発達特性と両親からの虐待の事実が明らかになった。SSWは学校・児童相談所とともに、日本語の理解が難しい両親への支援を開始。母国語での相談窓口を紹介し、同行支援することで具体的な対応策について両親と協議を重ねた。

(3) 支援後の経過

- ・ 一時保護解除に向け、両親は叔父との別居を決意。また、本児の安心した暮らしのため、頻繁に出入りしていた人の制限を行うなどのルールを決めることができた。
- ・ 本児の発達特性について児童相談所の説明を受けた学校と両親が理解するにつれ、本児への対応が変わり、本児には笑顔が戻りはじめた。
- ・ また、支援の経過の中で母と親しくなった養護教諭が「体罰は日本では虐待にあたる」ことを伝えたところ、両親はその後、本児に手を挙げることは無くなった。
- ・ 本児は教室で過ごせる時間も増え、登校を継続している。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 本市では、事業開始以来「派遣型」の支援を行ってきたが、事態が深刻化した後にスクールソーシャルワーカーが関わるため、解決までに多くの時間を要する状況にあった。
- 児童生徒が抱える課題の早期発見、早期解決を図るには、学校がスクールソーシャルワーカーに直接相談できる体制が必要であることから、平成30年度からは、従来の派遣型に加え中学校区内の小・中学校を定期的に訪問する「中学校区巡回型」SSW活用事業をモデル実施した。
- 巡回型一人あたりの支援対象人数は、派遣型を平均で19.7人上回る45.8人、学校の満足度は6.5ポイント上回る82.2%になり、学校が介入しにくい家庭環境の問題などに携わるなど高い効果が得られた。

□ 事業全体

	H27	H28	H29	H30	R元
非常勤職	18人	19人	22人	24人	32人
正規職			1人	6人	7人
配置方法	派遣型			派遣型+巡回型モデル実施	
支援対象人数	373人	392人	548人	659人	1055人

□ 派遣型と中学校区巡回型の支援対象人数比較

	活用方法	SSW人数	支援対象人数	1人あたりの支援対象人数	学校満足度
H30年度	派遣型	18人	486人	27.0人	70.3%
	巡回型	4人	140人	35.0人	80.7%
令和元年度	派遣型	18人	471人	26.1人	75.7%
	巡回型	12人	550人	45.8人	82.2%

□ 派遣型と中学校区巡回型の支援対象児童生徒の抱える課題の比較 (R元年度：単位%・重複回答あり)

体制 (対象人数)	不登校	家庭環境の問題	発達障害等に関する問題	教職員等との関係の問題	暴力行為	心身の健康・保健に関する問題	児童虐待	貧困の問題	いじめ	友人関係の問題	その他
派遣型 (505人)	42.3	38.8	29.9	19.4	9.9	5.9	13.5	2.6	13.5	5.1	19.6
巡回型 (550人)	47.8	57.3	47.5	16.9	9.5	25.5	16.7	8.7	8.2	14.7	24.9

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(平成30年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

課題：中学校区内の学校を巡回訪問する巡回型への転換にあたり、スクールソーシャルワークの専門的知識を有した人材の確保や組織的な人材育成、事案管理体制について更に検討が必要。

取組：SSWの支援内容を管理する体制(統括SSWによる定期的な事例検討と全件モニタリングの実施)の構築。人材育成プログラムの開発に着手。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

課題：即戦力となる人材の確保、一人職場となるSSWへの支援、十分な支援を行える学校滞在時間の確保

原因：SSWを養成する機関との連携不足、OJTを行う役割の不足、コロナ禍による人員拡大の困難さ

取組：SSW実習生の受け入れ枠の増、トレーナーSSWの配置、増員要求

川崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ・不登校・暴力行為・児童虐待等、児童生徒の問題行動について、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識を用いて、児童生徒の支援を行うことにより課題解決を図ることを目的とする。

（2）配置・採用計画上の工夫

各区役所におかれている教育委員会事務局学校教育部の区・教育担当の一員として配置し、各区役所のケースワーカーらと連携しなら、総合的な子ども支援、学校支援に当たれるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：8人
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、教員免許状取得者 など
- ・勤務形態：4日/週、29時間/週、会計年度任用職員

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

スクールソーシャルワーカーの役割や業務内容、連携可能な関係機関等を載せたマニュアル及びリーフレットを作成し、各学校や関係機関に配布する。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

児童・生徒指導や教育相談、特別支援教育を専門とする教職員（児童支援コーディネーターや生徒指導担当教諭）が集まる連絡会議等でS S Wの活動の紹介、情報共有を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

年12回

（3）研修内容

- ・大学教授より指導・助言を受ける専門研修
- ・スクールカウンセラー等との合同研修
- ・他機関が主催する研修や会議への参加による情報交換
- ・関係機関の視察 等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・他機関の職員（児童相談所職員 等）との情報共有を行う研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・S Vの設置（有・無）

（6）課題

8名のスクールソーシャルワーカーが各区役所に勤務しているが、個々の経験が異なる上に課題が区や学校の状況により様々であるため、8名全員が希望する研修を組むことが難しいこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

小学生男子。母子家庭で生活保護世帯。母親は精神疾患があり養育に困難さがある。学校でのいじめを理由に長期不登校になったとされているが、母子分離ができていないことも要因と考えられる。母親が学校の対応に不信感を持ってしまったため、学校から家庭に連絡がとれなくなり、学校は児童相談所に連絡。児童相談所職員が家庭訪問をしたことがきっかけでその後は児童相談所の通所相談に定期的に通っている。

中学入学に向け、スクールソーシャルワーカーが中心となって、学校、保護課、地域みまもり支援センター、児童相談所が参加するケース会議を定期的に関き、情報を共有し役割分担をした。3月のケース会議には入学予定の中学校にも参加を要請し、引き継ぎをすることで本人及び家庭環境を事前に十分理解してもらうようにした。

スクールソーシャルワーカーは保護課職員と一緒に家庭訪問をして入学の準備をサポートしたり、入学前の教育相談に同行したりすることで、中学入学について母子双方が安心感を持てるようにした。中学入学後はスクールカウンセラーと連携し、相談室登校につなげた。

【事例2】不登校生徒のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

中1男子。出産直後から実母が養育拒否をし、祖父母に養育されている、実父は不明。中学入学後、夏前から友達とのトラブルで登校を渋る。夏休みが明けてからは学校が怖くなり、まったく登校できなくなる。

担任は何度か家庭訪問し、本人や祖父と話をしてきたが、学校への登校が難しいようなので適応指導教室「ゆうゆう広場」の話をしたところ、興味を示した。祖父の体調が思わしくなく、見学や手続きにサポートが必要であろうと、スクールソーシャルワーカーへの要請があった。

スクールソーシャルワーカーは、まず家庭訪問をし、本人の状況や気持ちを聞き、保護者も適応指導教室への通学を希望しているので、見学の手続きをすすめ同行した。見学後すぐに通いたいということで、申請書を提出してもらい、通学を始める。定期利用について相談され、適応指導教室へ通う場合は「実習定期」が使えることがわかり案内した。

その後は順調に通っていたが、1か月後、祖父とのいさかいから家出をする。「本人が施設に入りたがっている」と祖父より相談があったので、再び家庭訪問をして家族間の緊張を解くために話を聞く。数回入り、家族間が落ち着きをみせたので、今後祖父が家庭問題を相談できる窓口として支所の教育相談員さんを紹介し、支所にはスクールソーシャルワーカーから情報提供をした。また同時に、本人の担任に連絡してスクールカウンセラーに本人のフォローをお願いした。スクールカウンセラーは家庭訪問をすることになった。

【事例3】 「性的な被害」 「ヤングケアラー」 について活用した該当事例はなし

【4】 成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

各区1名以上配置の体制を継続し、周知・啓発に力を入れることにより、スクールソーシャルワーカーの派遣・活用は年々充実している。令和元年度は前年度同様、対応児童生徒数は横ばいではあったが、そのうち継続支援を行っている数が、平成28年度以前に比べ増えた。

小学校における児童支援コーディネーター全校専任化や中学校における支援教育コーディネーターの拡充に伴い、学校からのSSW派遣要請回数は3年前より減少したが、児童生徒の抱える課題がより複雑化・困難化し、学校のスクールソーシャルワーカーに求める役割がいつそう高まってきているため、課題解決に向けて、継続支援を行いながら時間をかけて粘り強く取り組む必要があり、その成果が継続支援件数の増加に表れていると捉えている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

① 昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

関係教職員やスクールカウンセラー等との連携をいつそう強め、真に支援を要する児童生徒のさらなる掘り起こしを図るとともに、より難度が高くなってきている児童生徒の抱える課題の解決に向けてのスクールソーシャルワーカーの資質向上に努めていきたい。

<課題の原因>

- ① SSWについて、学校関係者等に十分周知できていない状況がある。
- ② 継続的な支援が期待できず児童生徒や保護者、学校等との信頼関係の構築が難しい場合がある。

<解決に向け実施した取組>

- ・学校訪問をする回数を学校や区・教育担当、関係機関職員と調整して増やした。
- ・スクールカウンセラー等との合同研修会を増やし、より良い連携の在り方について協議・検討した。
- ・学校関係者、地域住民に向けたパンフレットを改訂した。
- ・学校関係者のための連絡会、研修会に参加して、情報共有を図った。
- ・SSW研修会にゲストスーパーバイザーを招請し、スーパーバイズをしてもらった。

② 今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

SSWを継続的に活用している学校が6割にとどまっている。

<課題の原因>

- ・SSWの職務や具体的役割等について、学校関係者、保護者、地域等が十分理解していない状況がある。
- ・昨年度と同様、継続的な支援が期待できず児童生徒や保護者、学校等との信頼関係の構築が難しい場合がある。

<解決に向けた取組>

- ・年間を通して、学校訪問をする回数を増やし、管理職、生徒指導担当、児童支援CO、支援教育CO、養護教諭、SC等とより一層顔の見える関係を築く。
- ・管理職研修会、児童生徒指導連絡会議、児童支援CO研修会等で、SSWの専門的職務及び具体的な役割について、理解を促進する取組をする。

- S S Wの活用事例を掲載したガイドブックを作成し、小中学校に配布する。児童生徒への支援に関する一連の取組内容とともに、当該取組ごとのS S Wが担った具体的な役割及び連携調整を図った関係機関が分かるように整理し、共有する。
- 相談支援体制の充実を図るため、スクールカウンセラーとの合同研修会を拡充しながら、スクールカウンセラーとの連携強化や効果的な活用の在り方を検討するとともに、学校に周知していく。
- S S W研修会について、スーパーバイザーによるコンサルテーションの回数を増やしたり、子ども未来局や健康福祉局等との情報交換会を定期的に設けたりして充実を図り、その育成や質を担保する。
- 学校にS S Wの役割を十分に把握してもらいながら、各種保護者説明会や学校だより等で、保護者にS S Wのことを告知してもらうよう依頼する。
- S S Wの待遇等を改善し、S S Wの応募者数を確保する。

相模原市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

家庭環境に起因すると考えられる長期欠席や問題行動等のケースに対して、学校や関係機関と連携・協働し、事態の改善に向けて、福祉的側面から働きかけや支援を行う。

(2) 配置・採用計画上の工夫

原則として南区に2名、中央区に3名、緑区に2名を地区担当とし、中学校区をもとに学校担当制とした。また、週1日は、小学校への配置校勤務とし、現在7校に勤務している。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

配置	青少年相談センター	7名	勤務形態	週4回	7.5時間	
資格	社会福祉士	4名	精神保健福祉士	4名	教員免許状	1名
	幼稚園教諭資格	1名				

(4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定している。周知方法としては年度始めに学校担当指導主事が各校を訪問し、管理職及び担当教諭に説明している。また、イントラネットにおいて電子データで格納し、教職員なら誰でも閲覧できるようにしている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

指導主事や社会福祉主事が定期的に学校訪問をする中で、管理職や支援教育コーディネーターに、スクールソーシャルワーカーの活用に説明を行っている。また、ケース会議等の中で、スクールソーシャルワーカーの活用についての質問が出た場合に、役割や活用方法について説明を行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカー 7名

(2) 研修回数（頻度）

①ケースモニタリング 年間12回

②スクールソーシャルワーカー研修会 年間4回（1回は講演会 3回は事例検討会）

(3) 研修内容

①ケースモニタリング スクールソーシャルワーカー7名が継続受理しているすべてのケースをについて、現在の状況の確認及び、今後の方向性を検討する。

②事例検討会 現在の受理しているケースの中で、複雑な事例を取り上げ、東京学芸大学教授からそれについてのスーパーバイズを受ける。

(4) 特に効果のあった研修内容

事例検討会は、現在継続して関わっているケースの中で、非常に複雑化しているケースについて、SSWや指導主事・社会福祉主事が参加して、今後の方向性等を検討した。専門的な立場からの助言をいただくことで、今後の方向性が明確になるとともに、新たな視点の気付きもあり、今後のケースに関わっていく上でも視野が広がった。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・**無**）

○活用方法

(6) 課題

①各ケースが深刻化、複雑化していることから、各ケースの方向性や児童生徒のアセスメントなどの妥当性等について助言できるスーパーバイザーをより充実していくことが必要である。

②更なる資質向上が必要となってくる。そのための研修をより充実させていくことが必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、④不登校）〈派遣型〉

対象児童：中学生（男）

不登校、保護者と連絡がつかないことを主訴にSSWが支援を開始したケース。市の要対協部署もネグレクトとして家庭への支援を行っている。家族は精神疾患及び身体疾患から就労が困難な状況で、生活保護を受給している。本人は、学習の苦手さや、対人関係がうまくいかないこと等が原因で小学校高学年の頃から不登校となっている。中学校は特別支援学級在籍となり、最初の1週間程度は登校できたが、その後はほぼ全欠席の状況が続いている。

学校は家庭との連絡が取りづらく、本人の不登校に対する支援および社会的自立に向けた支援が困難な状況にあることから、学校とは別の立場としてSSWが家庭訪問を実施。訪問を継続することで、本人との関係性が徐々に深まっていく中で、SSW自身の所属する教育相談センターでの体験活動への参加につながった。本人の登校への意欲は高まらないが、人と関わることや創作的な活動をすることなどには興味があり、本人と社会とがつながりを持つ機会や体験を増やすことを支援の目標として設定した。子ども食堂や、市の要対協担当部署が実施する体験活動、貧困対策として行われているキャンプ等の情報提供や同行を行い、利用につながることができた。一方で、家族が本人の社会資源とつながることに対して拒否的であるため、支援者間で連携し、家族に対しても社会的自立のための支援を並行して行っている。

【事例2】不登校のための活用事例（④不登校、⑦発達障害等に関する問題）〈派遣型〉

対象児童：中学生（男）

保護者が登校させることに積極的ではなく、本人の安否確認も難しいことを主訴にSSWの支援が要請されたケース。本人は知的な障害があり、療育手帳を所持しているが、保護者は障害福祉サービスの利用の希望はない。本人は自力での外出は困難で、保護者も家族以外の人と本人との接触を拒否しているため家に引きこもりの状況である。学校が家庭訪問を行うも、母は本人との面会を拒否している。

SSWは学校とは別の立場として、家庭訪問を実施。保護者に登校を促す目的ではなく、社会的な自立に向けた支援を行うために来ている旨を説明し、保護者に了承を得られた。家庭訪問を継続し、保護者との関係ができてきた中で本人との面会についても許されるようになった。保護者と学校をつなぎ、最終的には学校が単独での家庭訪問および本人と関わる機会が設けられるようになった。

しかし、保護者は中学校卒業後の進路については、進学も就職もさせる意向がなく、本人の社会的な自立に対して心配な状況が予想された。本人の様子から、将来的には福祉的な支援が必要な児童と考えられ、すぐに福祉サービスの利用につながられるよう、基幹相談支援センターと連携し同行で家庭訪問を行った。中学卒業にあたり、支援の主体を学校およびSSWから基幹相談支援センターに移行し、社会的自立に向けての支援が継続できるよう体制を整えることができた。

【事例3】不登校児童のための活用事例（⑨ヤングケアラー）〈派遣型〉

対象児童：小学校高学年（女）

小学5年生時から家事都合で休むことがあり、いじめを理由に小学6年生2学期頃から不登校となったケース。保護者は体に障害があり、以前は障害者枠で就労をしていたが、職場の人間関係等が原因で精神的に不調となり休職。母の情緒が安定せず、家庭での生活が円滑に送れていない心配があることからSSWの支援について要請があったケース。

SSWは学校の家庭訪問に同行し、家事援助等の障害福祉サービスや手当・助成等の経済的な支援について情報提供し、母の了承のもと関係機関に対してSSWからも情報を提供し、つなぎをはかった。経済的に安定したことで、母の情緒についても安定が見られた。以後も母との電話連絡や家庭訪問を継続し、本児の様子や家庭状況などの情報収集も行った。母が情緒的に安定したことから、本児の不登校について、スクールカウンセラーへの相談につないだ。その後、本児は適応指導教室への通室につながった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度の新規相談受理件数は35件で、前年度からの継続件数56件を合わせ91件のケース数となり、前年度に比べ継続受理ケースは12件減少した。これは、令和元年度の2学期より、小学校7校に対して、SSWが常駐する「配置型」を導入し、早期発見・早期対応したことが要因の一つとして挙げられる。また、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の休校も要因であると考えている。支援状況としては、学校や家庭、関係諸機関への「訪問活動」や「校内ケース会議」「関係機関を交えたケース会議」への参加などの支援を引き続き実施した。

（2）今後の課題

現在は配置先を教育委員会（各相談室）におき、学校からの要請で動き出している（派遣型）このこと

のメリットもある一方、学校への周知が徹底しにくい、早期の段階で各ケースがつながりにくい等の課題もある。令和元年度2学期より7校の小学校に週1日常駐する（配置型）の方式をとりはじめた。このことで早期の段階で各ケースがつながるというメリットはあるものの、派遣型の学校への支援が行き届きにくいという課題もある。

配置型と派遣型双方の効果検証を行い、今後の体制強化等の方策を検討していく必要がある。

（3）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

学校への周知や早期の段階で各ケースが繋がりにくい

<課題の原因>

派遣方式をとっているため学校の要請で動いているため

<解決に向け実施した取組>

一部の小学校に配置型を導入し、SSW活用について研修を行った

派遣型の学校へ訪問するなどし、顔と顔が見える関係づくりを行った

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

配置型・派遣型の効果検証を進めていき、SSWの周知を行う

<課題の原因>

配置型では、SSWの周知・活用が進んでいる。一方で、派遣型は学校からの要請で動き出しているため周知や活用が促進されない現状がある。

<解決に向けた取組>

派遣型の学校への周知・活用をより一層進めていく。

新潟市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

緊急度が高く、学校だけでは対応困難な生徒指導上の諸問題（いじめ、不登校、暴力行為、非行等）について、専門的な見地から児童生徒、保護者、学校等に具体的な支援や働き掛けを行う。特に、児童生徒や保護者の環境への働き掛けを行い、問題の解決、解消を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ①教育委員会学校支援課生徒指導班に配置する。学校の要請に応じて、学校及び児童生徒の家庭、関係機関に派遣する。
- ②採用に当たっては、必要数を公募によって補充する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 4人
- ②資格 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、児童福祉司、教員免許状
- ③勤務形態 一日の勤務時間は6時間(10:00～17:00 昼休み1時間)。年間では1,404時間以内。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」を平成28年4月に策定。年度初めに市立学校・園へガイドラインを送付するとともに、校長会、園長会、スクールカウンセラー等活用事業連絡説明会（教育相談担当者等が参加）でスクールソーシャルワーカーの活用について周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、新潟市教育委員会学校支援課指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ①新潟市教育委員会主催研修会への参加（学校支援課生徒指導班内研修、スクールカウンセラー研修、ゲートキーパー研修）
- ②新潟県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー研修会への参加（年3回）
- ③スーパーバイズ（年6回）
- ④その他ソーシャルワークにかかわる研修に参加（不定期）

（3）研修内容

- ①児童生徒の自律性と社会性を育む生徒指導の在り方
- ②個別の事例についての検討及び情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・新潟市教育委員会主催の研修会に参加することで、新潟市が進める生徒指導の方針や方向性、児童生徒の問題行動等の現状とその原因や背景についての理解を図ることで、事案に適切に対応できるようにしている。
- ・他市のスクールソーシャルワーカーと事例検討や情報交換をすることで、自身の対応の在り方に生かすことができている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置（有・無）

○活用方法

- ・スクールソーシャルワーカーが担当する事案についての報告、相談等をSVが受け、必要な指導や支援を行っている。

(6) 課題

- ・スクールソーシャルワーカーの勤務日が異なっていることや事案への対応を優先するため、全員揃っての研修日を設定することが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】校内で暴言・暴力行為を繰り返す児童のための活用事例

(⑤暴力行為) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

- ・母、兄、弟、本児（小5）の4人暮らし。父は単身赴任中。本児は小5になり、特定の児童や教師に対し、暴言や暴力行為を行うようになった。授業妨害をすることもあり、母の付き添いがなければ教室にいたることができなかった。本児の状態によっては早退したり欠席したりした。自宅ではイライラすることはあっても暴言、暴力行為は見られない。
- ・父は「子どものあるべき姿」に対する理想が高く、思いも強かったため、本児に厳しく接することがあった。母は時折、父の教育方針に疑問をもち、意見することはあったが、状況を見守っていた。本児が学校で不適応な状態になるたびに母の不安や不満は大きくなり、母やきょうだいも心身に不安定になることもあった。

(2) 支援内容

- ・本児との面談で、暴言、暴力行為の理由や学校、家庭に対する思いを聞いた。授業参観を通して、本児の学校での様子を確認した。また、母との面談で、家庭での本児の様子や母の本児、家族、学校に対する思いを聞いた。定期的に面談をすることで、母の心身の安定を図った。
- ・本児の医療機関の受診に同行し、医学的所見を関係者間で共有した。
- ・学校、通級指導教室、スクールカウンセラー、教育相談センターと定期的に情報共有を行い、現状の把握、役割分担をし、本児や家族を支える体制を確認した。

(3) 支援後の経過

- ・新学年になり、新たに担任となった教師と信頼関係を構築することで徐々に学校で過ごす時間を増やすことができている。イライラすることはあっても、他者への暴言、暴力行為はない。
- ・医療や心理面から見た、本児の特性や接し方を具体的に学校や父母に伝えることで、適切な関わりができて始め、本児だけでなく、家族も落ち着き始めている。
- ・服薬を開始し、通級指導教室を利用している。

【事例2】発達障がい疑われ、非行問題を起こした生徒のための活用事例

(⑥非行・不良行為, ⑦その他：発達障害等に関する問題) <SSWの配置形態：派遣型>

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

- ・父、母、本児（中3）、妹、弟の5人家族。幼少期に父は悪いことをした本児を怒鳴りつけていた。小3時に女子児童を突き飛ばすなどの行為があった。母との約束もすぐ忘れてしまう。授業中の離席、友人のものを勝手に持ち出し壊すなどの行為が続いていた。中1時に受診し「軽度の発達障害」と言われたことから、父は怒鳴ることから注意に対応を変え、本児を受容、共感してきた。
- ・中学校に入学後は、衝動性が高く相手のことを考えられずに不適切な行動や発言を繰り返した。また校内で本児がかかわる事案が多々発生したが、証拠があっても認めようとしないことが続いていた。深夜徘徊、窃盗疑い、暴力行為などもあった。母は、仲よし家族であり本児に問題はないと主張。「本児を信じています」と発言した。

(2) 支援内容

- ・母面談と並行して本児面談を行う。母には、家庭内でお金の管理を徹底することや高価なものを安易に

買い与えないよう助言した。夜間の外出など時間の管理もお願いした。

- ・夏休みに家庭内での態度の悪さに腹をたてた父が本児に暴力をふるってしまった。そのことを契機に両親は本児のことを真剣に考え始め、改めて受診させたいと、スクールソーシャルワーカーを通じて新しい医療機関を予約した。一方で、カラオケ店で破壊行為をして逃走する事件が発生し警察案件となる。
- ・一連の過程を学校、家庭、医療機関、警察で共通理解し、スクールソーシャルワーカーは母と本児の面談を続けるとともに、関係機関との連携をおこなった。医師よりADHDと診断され服薬開始。本児もそれを受け入れた

(3) 支援後の経過

- ・学校での非行行為はなくなり授業を受けられるようになる。話を聞くようになったと担任は変化を感じる。家庭でも両親が丁寧に本児に接し、警察には父が同行したり医療機関には両親が受診同行したりした。また、お金や時間の管理を本児納得の上きちんと行った。本児も服薬や受診を拒否することはなかった。
- ・本児は、受験に向け学校生活を頑張り、志望の高校へ進学した。母からは、新しい医師との出会いと学校、スクールソーシャルワーカーへの感謝が聞かれた。

【事例3】性的被害によって心身が不安定になった不登校生徒のための活用事例

(④不登校, ⑧性的な被害) <SSWの配置形態: 派遣型>

(1) 家庭環境及び本人・保護者の状況

- ・父, 母, 長兄, 次兄, 本児(中1), 妹の6人世帯。小6の頃, 就寝時に次兄から胸を触られたと訴え, 同時期よりリストカットが始まる。父からも同じ頃に, 家庭内で胸を触られる。本児が養護教諭に相談したことで, 事実が発覚。学校職員と両親で話をするも両親の捉えは軽く, スキンシップだと言う。
- ・中1時, 不登校となりスクールソーシャルワーカーが介入。リストカットが続いており, 幻視や幻聴も訴えている。

(2) 支援内容

- ・母, 本児それぞれと面談を重ね, 家庭や学校での課題を確認する。本児には, スクールソーシャルワーカーとの面談を登校のきっかけとし, 登校を促す。学校以外の居場所も紹介した。
- ・本児が幻視や幻聴を訴えたため, 医療機関への受診を勧め, スクールソーシャルワーカーが受診同行を行う。医療機関とスクールソーシャルワーカーが連携をし, 医学的所見を関係者間で共有する。
- ・主治医, 学校, 児童相談所等の関係機関とケース会議を行い, 役割分担を確認する。再被害が起きないように見守りを継続し, 必要な時にすぐに支援が出来るよう, 体制を整える。

(3) 支援後の経過

- ・被害を受けた時から時間が経過していることもあり, 本児は児童相談所での一時保護を希望せず。支援開始後は医療機関を定期的に受診しながら, 関係者で見守りを継続。再被害はなかった。学年が変わると, 本児は週3程度登校出来るようになり, リストカットの頻度も減った。
- ・母はスクールソーシャルワーカーとの面談を通して性被害の重大さに気づき, 当時の対応を後悔。本児と向き合い始めている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

①活用実績

支援した児童生徒数：H29…99人，H30…87人，R1…109人

②成果

スクールソーシャルワーカーを活用することで，児童生徒にかかわる問題の発見から解決までを総合的・継続的に支援することができ，各学校での取組改善の方向や家庭，仲間，地域，関係諸機関への働き掛けを的確に行うことができている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・平成30年度は，前年度と比較して支援した児童生徒数が減少した。

<課題の原因>

- ・平成30年度のスクールソーシャルワーカーの配置人数は3名だったが，年度途中で2名体制となったため。

<解決に向け実施した取組>

- ・令和元年度は，スクールソーシャルワーカーの配置人数を増員し，4名体制とした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・学校からのスクールソーシャルワーカーの派遣要請が増加傾向にあるとともに，一つの事案への対応が長期化する傾向が見られる。

<課題の原因>

- ・家庭環境に困難がある児童生徒
- ・多様な原因による複雑な案件が増えているため。

<解決に向けた取組>

- ・事案の状況の見立てを確実にし，スクールソーシャルワーカーの活用の必要性を的確に判断できるようにする。
- ・スクールソーシャルワーカーの更なる増員を目指す。

静岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）を小・中学校に配置又は派遣し、福祉的な視点や手法を用いて、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うとともに、学校の問題解決力向上を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・市内全12支部に拠点校を位置づけ、その拠点校にSSWを各1名配置。
- ・拠点校以外の学校については、各学校からの派遣要請を受けてSSWが訪問する。派遣要請がない場合でもSSWが支部内の学校を訪問し、問題を抱えた児童生徒の発見や解決に努めている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数…12名（うち1名はスーパーバイザーを兼務）
- ・資格…社会福祉士又は精神保健福祉士を有している。
- ・勤務形態…拠点校の勤務は、週1回2時間（年間76時間）を基本とし、必要に応じて追加できるようにした。拠点校以外については、各支部の配当時間内で要請のあった学校に随時派遣した。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・静岡市SSW活用事業実施マニュアルに基づいた実施計画書を作成し、生徒指導担当者会、スクールカウンセリング事業連絡会等において、関係職員に向けた本事業内容の説明を行った。
- ・3年に1度「SSW活用事業実践事例集」を作成し、これを全小中学校及び関係機関に配付することで広く周知を図っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・拠点校コーディネーター担当教員を窓口にし、職員会議や打ち合わせ等で本事業の周知や活用事例の紹介をしたり、校内研修で講師を務めて理解を深めたりした。
- ・SSWの勤務日と校内ケース会議の開催日やSCや教育相談員等の勤務日とそろえることで、情報の共有や課題の整理、的確なアセスメントを行えるように努めた。一緒に検討する時間が増やすことで、SSWの役割や活用の仕方を校内へ広めることができた。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・SSW12名、拠点校のコーディネーター担当教職員12名

（2）研修回数（頻度）

- ・SSW連絡会議を年4回開催し、その中で研修の場を設けた。
- ・静岡市教育センター主催や子ども家庭課主催の研修会の中で、SSWに有益な研修講座を年2回選択し、SSWの悉皆研修とした。（研修名の一例「子どもの貧困」「要保護児童地域協議会実務研修」等）

（3）研修内容

- ・本事業を周知させるための工夫（職員会議や打ち合わせ等での周知、校内ケース会議への積極的な参加）
- ・講話「ひとり親への支援について」静岡市役所子ども家庭課ひとり親家庭支援係 ・事例検討会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・第2回SSW連絡会には、拠点校のコーディネーター担当教職員も出席し、協議の時間を設けた。他校の活用事例についての情報交換もできたことにより、対応に苦慮していた事例への見通しをもった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法 ○SVの設置（有）

- ・月2回児童生徒支援課に勤務。学校や関係機関からの情報の中で対応に必要な情報を共有。SSWからの相談や対応困難なケースへの助言や支援を行う。
- ・静岡市内3区別に行う「要保護児童地域協議会」参加し、市内全体の様子を把握。

（6）課題

- ・SSWの力量を高めるためのSVの在り方についてさらによい方法を検討したい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】地域で孤立する母子多子世帯への支援 ①貧困対策（福祉機関との連携） <拠点校型>

小5から2歳までの5人の子と母の6人家族。父離別の母子世帯。長男の登校渋り及び「死にたい」という発言や母の地域での孤立状態が分かり、SSWに支援の相談依頼あり。長男は以前経験したいじめや喪失体験（父との別居、曾祖母やペットとの死別体験）が要因と分かる。母は実母からの愛情不足により、愛着の課題を抱える。支えだった曾祖母の死別により心身不調となり休職。鬱症状のため通院。幼稚園、家庭児童相談室、小学校、SSWが情報共有と役割分担。家庭全体の心理的な支え、母の就労支援や福祉サービスの提供等の支援体制作りを迅速に行うことができた。学校が本家庭の状況把握や支援の必要性を理解することで、担任の負担軽減と家族支援のための体制作りを進めることができた。

【事例2】発達に特性のある児童と家庭の支援 ⑦その他（発達障害等に関する問題） <拠点校型>

発達に特性のある児童と中学生、母と祖父母の家庭。不登校傾向。本児の特性は「ルールが守れない」「こだわりが強い」「学習障害の疑い」。SSWの家庭訪問時、教育委員会作成の「ちょっと困ったときに開くリーフレット」を渡した。それを見た母親が、担任に「SSWからどのような経済的な支援が受けられるか聞きたい」と申し出がある。関係構築後、母と一緒に家庭児童相談室へ相談に行く約束をする。同時に本児の医療機関受診を進めた。「自閉症スペクトラム」との診断。特別支援級への通学も検討。また生活支援課、障害者支援課とも連携を果たすことで本家庭の経済的な支援を行うことができ、本児へ母が関わるゆとりの時間と進学について安心材料を得た。また学校は本児に適した教育環境を母と同じ目線で検討を開始。まずは母への支援と本児の特性を正しく把握することができた。今後も継続して対応する。

【事例3】小学校低学年児童と、高学年児童の間で起きた被害事件への支援（⑧性的な被害）<拠点校型>

小学校低学年男子児童による高学年女子児童への性的加害事件に、2名の低学年児童が目撃者および伝聞者の立場で関係した事件。学校による児童たちへの事情聴取と指導、および保護者との面談が迅速に実施され、その面談の中で学校よりSSWによる家族全体への包括的支援が保護者たちに提案され、快諾される。SSWによる4家庭の保護者との面談が順次、開催され、面談を通し今回の事件の生起に至る以前から各家庭が抱えていた家族問題と課題が明らかとなった。その内容を保護者同意のもと、学校側と情報共有し、学校による児童・保護者支援、およびSSWによる保護者・家庭支援の役割分担と連携の明確化を図り実行したことにより、児童および保護者の行動と生活の安定化が図られた。また今回の事件により管理職と教職員自身の心身への後遺症も懸念されたため、メンタルサポートをするとともに、学校にしか出来得ない支援の明示化による生徒指導体制の柔軟化・円滑化を図った。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW派遣実績：125校/129校中 ・年間対応児童生徒数：1,195人、延べ支援回数：3,810回。
- ・小学校就学前からの相談、関係構築、入学支援等：38人 ・中学卒業時の制服準備、関係機関連携等：17人

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

アセスメントやプランニングへかける時間があまりとれない。またケースの状況が急変で、SSWが家庭と関わるときに介入しづらいことがある。

<課題の原因>

- ・対応ケース数の増加 ・SSWが不勤務日のときの学校の動きが示されていない。

<解決に向け実施した取組>

- ・学校の実情に合わせた配当時間調整 ・学校とSSWの役割の明確化。本事業の周知や事例の紹介

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・学校の理解促進（継続） ・小学校就学前、中学校卒業後の「切れ目のない支援体制」

<課題の原因>

- ・幼保や高校、就労支援等の関係機関との連携体制のさらなる構築。

<解決に向けた取組>

- ・幼保との情報共有 ・就学時健康診断や小中入学説明会への参加 ・青少年育成課等との連携

浜松市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
 - ①学校に福祉分野に係る専門的な視点（児童・生徒の問題を、個人と環境の不適合として捉える）を導入し、家庭や地域との連携促進、関係機関との協働体制の強化に繋げること。
 - ②問題を抱える家庭の状況や児童・生徒の発達特性等の情報共有がなされるよう関係機関の調整を図り、不登校やいじめ、問題行動、虐待等の未然防止や早期発見、早期解消を目指すこと。
- (2) 配置・採用計画上の工夫
 - ①市内各区の1～3小学校に拠点校型SSWを配置し、配置校に近接する複数中学校区を担当する。
 - ②学校からの新規要請は教育委員会が受付。初期調査を行い、必要性に応じて担当SSWを派遣する。
 - ③SSWの経験年数や実績等から適切な人員配置を行い、各区内のSSW相互の情報共有や相談体制を構築する。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
 - ①配置人数：13名
 - ②資格：社会福祉士有資格 10名、精神保健福祉士有資格 5名、教員免許有資格 5名
 - ③勤務形態：活動時間は原則1日6時間以内、午前9時から午後4時とする。
ただし学校の実態や活動上の必要性等に合わせて変更可能とする。
- (4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組
 - ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
 - ・SSW活用事業のねらい、活動内容・組織体制等を記載した「SSW活用事業概要」を作成し、年度当初、教育委員会から各小中学校に通知している。
 - ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
 - ・各校が実施する就学指導や生徒指導上の校内会議に出席し、教職員にSSWの役割や関わり方について理解がなされるよう働きかけている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
 - ・SSW及び事業担当指導主事
- (2) 研修回数（頻度）
 - ・原則月1回
- (3) 研修内容
 - ・事業担当指導主事への活動報告及び情報共有対応困難ケースの事例検討会
 - ・関係機関の担当者による講義と質疑応答
- (4) 特に効果のあった研修内容
 - ・児童精神科PSWによる講義
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
 - SVの設置（有・無）
 - 活用方法
 - ①教育委員会配置のSSWがSVを担い、各区を担当するSSWに指導・助言を行う。
 - ②困難事例のケース会議に同席することや、実際のケースワークへの直接的な支援を行う。
- (6) 課題
 - ①SVが複数の校区を担当せざるを得ないため、常時SVとして機能することが難しい。
 - ②より効果的なスーパーバイズの在り方を検討するための研修の機会を設けていくこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例（②児童虐待、⑤暴力行為）＜拠点校型（重点配置）＞
小学5年生男児。級友との些細なトラブルから教室で暴れることが続き、学校から相談を受けたSSWは母親と面談。家族状況を聞き取ったところ父親の不適切な躰に母親自身も困っていることが分かり、家庭と学校での日常及び有事の対応を共有することができた。担任が本児に声を掛け、トラブルを未然に防止しつつ信頼関係を築いていたところ、父親の暴力を訴える手紙を本児が書いてきたことから学校は速やかに社会福祉課に通告。以後、学校と社会福祉課が連携して父親への指導とモニタリングを継続している。

【事例2】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）＜派遣型＞

小学4年女児。両親が離婚、母子家庭となってしばらくの後、登校渋りや校納金の滞納が見られるようになった。母親が心身共に不調で仕事を休みがちであること、養育費が振り込まれないと悩んでいることを懸念した学校は、SSWの派遣を要請。SSWは母親から詳しい生活状況を聞き取り、生活困窮者自立支援事業所への相談を提案、面談にも同席し、母親の不安を和らげるように努めた。相談の結果、当面の生活資金の借りと、母親の就労支援を受けることに繋がった。また、本児は学習支援教室の利用を開始、安定して登校ができるようになった。

【事例3】 ヤングケアラーのための活用事例（④不登校、⑨ヤングケアラー）＜拠点校型＞

身体に障がいのあるひとり親家庭に育つ小学生の兄弟。入学時から関わりのあった社会福祉課が、本児たちの発達の課題について相談できるように医療機関受診と放課後等デイサービス利用につなげていたが、進級するに連れ兄弟共に不登校傾向が顕著となり、受診と放デイ利用も中断してしまった。学校から相談を受けたSSWは、生徒指導担当と家庭訪問等を行う中で主に兄が家事を担っている様子を把握したため、関係機関が連携して支援することが必須であると考え、ケース会議を実施。学校、子ども家庭福祉、障がい福祉、医療分野の支援者によるアセスメントと役割分担に基づく支援を継続している。

【4】 成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

①市内各小中学校への定期訪問や要請訪問を通じて、児童生徒の状況確認を行っている。そのため、学校におけるSSW活用の理解が進んでおり、多くの学校で関わるケースが増えている。

【対応件数 975件（前年度比112%）】

②学校生活上の問題の背景に家庭環境や発達障害等に関する問題があるケースに対して、福祉の専門性を生かした支援を行うことにより、状況改善が図られるようになったケースが増えている。また、相談を受けたケースへの継続支援率は高く、中長期的な支援の継続が図られている。

【継続支援率 717件/975件（73.5%）】

③SSWがコーディネーター役となり、学校と関係機関や地域人材がケース会議に参加できるよう調整に努め、参加教職員数や参加関係機関の数が増えている。

【個別ケース検討会議への参加教職員数 4.15人/回（H30）→4.57人/回（R1）】

【個別ケース検討会議への参加連携機関数 3.38機関/回（H30）→3.48機関/回（R1）】

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・問題の未然防止、早期発見と支援を図るために、全ての学校でSSWの活用が可能となる体制の検討や、事業拡大のための財源確保
- ・SSWの人材確保と育成、及び専門性の向上

＜課題の原因＞

- ・各校におけるSSWの役割や活用状況の認知が高まることで、SSWの対応件数が増加傾向にある。そのためSSW一人一人への負担が増大しており、対応のスピード感や支援の質の低下が懸念される状況を招いている。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・SSWの増員の必要性を説くための現況調査を行い、次年度からの2名増員に繋げた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・SSWの専門性の向上（研修機会の充実と個別ケース検討会議の推進）
- ・SSWの増員のための財源確保

＜課題の原因＞

- ・経験豊富なSSWと新たに配置されたSSWでは専門性や機関調整能力の差が大きい。
- ・対応件数の増加により、支援の質を低下させないことや、SV機能の充実が求められるため。

＜解決に向けた取組＞

- ・研修機会の充実と内容の精選。
- ・現況分析によるSSWの適正配置と増員を目指した財源確保。

名古屋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
不登校児童生徒の家庭に訪問し、生活習慣などの立て直しを図り、早期の学校復帰や社会復帰を目指す。
(以下「訪問相談」とする)
- (2) 配置・採用計画上の工夫
名古屋市教育センター（以下「当センター」とする）に置く生徒指導相談員をスクールソーシャルワーカーとして位置付けて活用。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
主任相談員1人、相談員11人の合計12人を配置。全ての相談員が教員免許状を有す。4週間を平均して1週間30時間とし、別に命ぜられた場合を除き1日について午前9時から午後4時までの間で6時間とし、勤務時間の割り振りは所長が決める。（1人当たり年間勤務日数240日、時数1,440時間）
- (4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組
 - ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
 - ・ 名古屋市教育振興基本計画にて、活動方針等を策定し周知する。
 - ・ 相談員が、年度初めと年度途中の年2回、全小中学校を訪問して周知を図る。
 - ・ 申込書の裏面に、相談内容・対象・場所・時間・回数・申し込み方法・問い合わせ先を明記。
 - ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
 - ・ 当センターで行われる教育相談に関わる研修において、訪問相談の概要や、申し込み方法を情宣する。
 - ・ 年度初めに行われる当センターの事業説明会にて、訪問相談の概要や、申し込み方法について、市内全小中特別支援学校の教頭に周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象
主任相談員1人、相談員11人の合計12人。
- (2) 研修回数（頻度）
 - ・ スーパービジョン：1人当たり年間約25回実施
 - ・ 事例検討会：2グループに分けて1グループあたり年間6回実施
 - ・ 全体研修：年間15回実施
- (3) 研修内容
 - ・ 臨床心理士あるいは社会福祉士から、相談者の心に寄り添ったきめ細やかな関わりを行うことができるように、担当する個々のケースについて、相談員1人あたり年間約25回のスーパービジョンを実施した。
 - ・ 事例検討会では、指導主事1人・臨床心理士1人・スクールソーシャルワーカー6人のグループで1事例について検討した。提供者の報告に加え、参加者も提供された事例について「自分が担当するならどう対応するか」について発表し、意見交換を行った。
 - ・ 全体研修では、業務内容、訪問相談の在り方、応答の基本、初回面接の進め方、社会福祉士の役割、関係機関との連携、特別支援教育の内容、教育相談・就学先決定のしくみ、進路に関わる相談等について、指導主事や臨床心理士・社会福祉士が担当となって研修を行った。
- (4) 特に効果のあった研修内容
事例検討会で、相談の見立てをする上で必要な情報収集をどのように行うとよいか協議したり、相談を進める上で、参加者が「自分だったらどうするか」という視点で協議したりすることで、参加者が自身の関わり方を振り返りながら様々な視点を学び、関わり方の幅を広げることができた。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
 - SVの設置：有
 - 活用方法：ケースについてのスーパービジョン
- (6) 課題
当センターの訪問相談以外にも、様々な公的な相談機関、民間の相談機関を並行して利用している相談者もいる。スクールソーシャルワーカーとして、常に新しい情報をもつ必要があるが、そのための研修をどのようにもつとよいか課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例】不登校対応のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

＜対象＞ 中学2年男子

＜きっかけ＞ 小学5年時から少しずつ欠席が増えて不登校に。不登校の原因として、直接的なものは不明だが、本人は「勉強が嫌だ」「テストが嫌だ」と発言していた。

＜本人の状況＞ 元々口数が少なく、首をたてに振るなどして意志表示をする。友達とは仲良くやっており、友達と話している時は、にこにこしている。周りの友達も、本人のことを理解はしているが、学年が上がるにつれて、「給食の前に登校する」「掃除をせずに下校する」などの行動に、わがままだと言う声も聞こえてくるようになってきた。

＜家庭の状況＞ 父、母、本人の3人家族

＜相談の経過＞ 当センターの訪問相談員が、週に1回家庭訪問をし、家の中で遊んだり、近くの公園で身体を動かしたりする相談を継続している。自分の気持ちを表現するのが苦手であったが、信頼関係が深まるにつれて、父母や学校の先生に伝えていない気持ちを少しずつ話すようになってきた。母も体調がすぐれず、母への支援、本人への心理的な支援、学習支援、登校支援など複数の支援が必要なケースであったため、学校を中心としてサポートチーム会議を複数回行った。そこでは、情報交換とそれぞれの関係機関の役割分担を明確にすることができた。ケース会議は、年に1回程度、本人が中学校へ進学後も継続して行われている。本人は、いよいよ中学校卒業後の進路選択を考える時期になってきている。今後も、本人の気持ちに寄り添いつつ、関係機関同士の連携も密にとりながら、自立に向けた援助を進めていきたい。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度の学校復帰率 54.0%

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

本市には、平成26年度から「子ども応援委員会」が設置されている。また、平成30年度からは「よりそい訪問サポートなごや」という家庭訪問型相談支援事業が始まった。しかし、当センターの訪問相談も含め、互いの連携や情報交換などはまだ十分にできていない。それぞれの特性や強みを生かしながら、円滑な連携の方法を考えていきたい。

＜課題の原因＞

様々な関係機関と、担当者が情報交換を十分にすることができていない。

＜解決に向け実施した取組＞

平成30年度の課題に挙げられた「よりそい訪問サポートなごや」（現在は、「家庭訪問型相談支援モデル事業」と改称）とは、担当者が情報交換を行い、令和2年度より連携を開始した。また、なごや子ども応援委員会とは、必要に応じてケース会議をもち、連携に努めている。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

当センターの訪問相談は、中学校卒業までが対象である。中学校卒業後にも継続した支援が必要な相談者に対して、どの相談機関にどのようにつなぐのかという点が整備されていない。

＜課題の原因＞

名古屋市子ども・若者総合相談センターとの連携の在り方について、調整が不十分であること。

＜解決に向けた取組＞

中学校卒業後の公的な相談機関として主なものに、名古屋市子ども・若者総合相談センターがある。連携の担当者と、当センターとで情報交換の場をもち、課題の改善に努めたい。

名古屋市教育委員会 2

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

名古屋市では平成26年度から、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に寄り添って総合的に支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等4職種による「なごや子ども応援委員会」を設置している。その中で、スクールソーシャルワーカーに関しては、課題を抱える児童生徒が置かれている環境への働きかけ、区役所の福祉部門や児童相談所など関係機関等とのネットワークの構築や連絡調整を主な目的としている。

（2）配置・採用計画上の工夫

市内を11のブロックに分け、各ブロックの中学校1校を拠点としてチームを設置している。スクールソーシャルワーカーは各ブロックに2名を配置。拠点となる学校では常勤的活動を行いブロック内の小中学校では要請を受け派遣的に活動を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人員 22人
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士 等
- ・勤務形態 一般任期付職員（常勤）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・「なごや子ども応援委員会活用の手引き」を現状に合わせ改訂し、市内全幼小中高特別支援学校及び関係機関に配布した。
- ・なごや子ども応援委員会の事業内容や、活動内容について記載した広報チラシを作成し、市内小中学校全児童生徒に配布した。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・コーディネーター連絡協議会において、各中学校に配置されているコーディネーターを通じたスクールソーシャルワーカーの紹介や協力を行っている。また、各スクールソーシャルワーカーが拠点としている中学校にて、中学校の先生を招いた勉強会を実施し、お互いの理解を深める取り組みを行っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー22名

（2）研修回数（頻度）

年間15回程度

（3）研修内容

- ・教育や学校文化等の理解について
- ・スクールソーシャルワーカーとしてのスキル向上に関するものについて
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーとしてのスキル向上に関するものについて
- ・福祉的支援制度・関係機関との連携に関するもの

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法 学期に1回、各ブロックで行われるケース検討の場にSVを派遣し、他職種と共にどのようにチームとして支援にあたるかのスーパービジョンを行う。

（6）課題

- ・外部人材によるスーパーバイザー制度の導入
- ・在籍年数に応じた研修プログラムの検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①貧困対策④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

父親が長期入院となり、家庭的に収入が低下。経済的な不安や精神的・身体的に不調をきたし、不登校となっていた事例。父親の入院による収入低下については、スクールソーシャルワーカーによる働きかけや制度の紹介などを行い、児童扶養手当の認定を受けることができた。また、母親を通じて本人や妹にも見守りなどの支援を行い、学校への登校を支援した。

【事例2】児童虐待のための活用事例（①貧困対策②児童虐待⑦心身の健康）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

精神的に不安定な母親が娘を殴るなどしていた事例。本人も精神的な不安から衝突することが多かったため、児童相談所へ一時保護されるような状況であった。本人は学習面から精神的な不安や不登校などの傾向があったため、スクールソーシャルワーカーより、子ども青少年局が行う家庭訪問型の支援を紹介。不安が解消されたことにより、毎日登校するようになった。また、母親についても、治療により精神面での不安が解消しつつあったため、スクールソーシャルワーカーより経済面での支援を案内。私立学校への進学予定であったため、必要な費用などについても案内を行い、家庭内の不安を取り除くことができた。

【事例3】性的被害についての活用事例（⑧性的な被害）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

性的虐待から転校し、精神的、経済的に不安定な状況にある家庭の面談を実施。母は虐待をした継父の元へ戻っているため、本人と現在も関わりのある実の父親と姉を支援。スクールソーシャルワーカーから社会的な制度や親権の変更などを案内し、主に経済的な不安の解消を行った。本人に対しても、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが面談等続け、安定した学校生活を送れるように支援した。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

相談等対応件数は、なごや子ども応援委員会全体で、延べ36,244件、対象となった児童生徒数は実数で5,424人であった。そのうち、スクールソーシャルワーカーとしては、延べ3,685件、対象となった児童生徒数は実数で787人であった。主な支援内容は不登校の生徒や保護者への対応、家庭環境や親子関係に問題のあるケースへの対応などであった。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・スクールソーシャルワーカーの具体的な活動や対応について引き続き広く周知していく必要がある。
- ・学校内で専門職として様々なケースに適確に対応し、有効に機能するため、個人及びスクールカウンセラーを含めたチームとして更なる技量の向上が必要である。

＜課題の原因＞

周知に関しては、直接周知する機会が少なかったものと思われる。技量向上のために研修会などを行う必要がある。

＜解決に向け実施した取組＞

【1】（4）にもある通り、コーディネーター連絡協議会を通じて、SSWの周知を実施する機会を設けた。

また、研修内容の充実を図り、技量向上につなげた。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・多様化する問題に、SSW単独での対応が困難になりつつある
- ・増加する対応件数に伴う人材の確保、技量の不足

＜課題の原因＞

- ・問題の多様化によりSCとSSWの協力が不可欠となっている
- ・教育現場における人材の確保や研修の実施

＜解決に向けた取組＞

令和2年度より新たにSCとSSW両方向からの視点を取り入れた総合援助職を設け、これまで対応が難しかった事案へも対応できるようにした。教育現場における研修を実施し、教育現場における福祉面の支援について研修を行った。また、人材の確保についても、総合援助職を中心に確保を進めている。

京都市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を図った。

（2）配置・採用計画上の工夫

拠点校（小学校）の属する中学校区全体を担当し、拠点校を中心に巡回又はニーズに応じた支援を行った。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：52名（スーパーバイザー4名、派遣型1名を含む）
- ・資格：社会福祉士，精神保健福祉士，臨床心理士のいずれかの資格を有する。
- ・勤務形態：非常勤嘱託職員（週1日8時間×年間35週＝合計280時間を基本とする。）

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

事業実施要項やガイドラインで指針を示し、4月当初のスクールソーシャルワーカー活用事業説明会で周知を行った。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

SSW担当教職員（コーディネーター）の果たすべき役割についての理解を深め、校内の教育相談体制の強化を図るため、令和元年7月29日にSSWコーディネーター連絡協議会を開催した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

月1回

（3）研修内容

毎回担当者とテーマを決め、各自が関わった事例をもとに、子どもたちの抱えるあらゆる課題への対応策等を議論・検討し、個々人のスキルアップを図っている。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・児童相談所と子育て支援の部署の役割
- ・SSWの活動に必要な法律・社会資源
- ・アセスメントシート，活動記録の記載のしかた

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

○活用方法

配置校への巡回等により、スクールソーシャルワーカーへの指導助言や教職員への助言を行っている。

（6）課題

京都市スクールソーシャルワーカーは他の職も兼務しており、全員参加できる日の設定が困難である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童の支援を行った活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

自分の気持ちを表すことが苦手な女子児童。中学年になってから、行事には参加するが、遅刻・欠席が増えてきていた。

ケース会議によって、家族関係の課題や前思春期における心理的な不安定さ、発達特性による友人関係の困難さ等のアセスメントを共有し、母親の協力も得ながら、当該児童が担任や級友との良好な関係を築いていけるよう、支援を行った。

また、当該児童や当該児童を取り巻く環境の変化をケース会議で定期的に確認することで、役割分担しながら効果的な指導を行うことができ、別室利用も含め登校の定着を図ることができた。加えて、中学校とのケース会議も実施し、当該児童がスムーズに中学校生活を送れるよう、受入れ体制の充実に取り組んだ。

【事例2】虐待に対する支援を行った活用事例（②児童虐待（関係機関との連携））

＜SSWの配置形態：拠点校型＞

詳細は別様式に記載

【事例3】性的虐待から一時保護につなげた活用事例（⑧性的な被害）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

父親からの継続的な性的虐待を受けている女子生徒。

虐待について養護教諭に相談。SSWは養護教諭から報告を受け、管理職と情報共有したうえで児童相談所に虐待通告した。その日のうちに、児童相談所職員と関係教職員で緊急のケース会議を開催し、一時保護に向けた方針と役割分担を協議した。

その後、校長が当該生徒を呼び、父親からの性的虐待について心配していることを伝え、児童相談所職員との面談につなげた。その場で当該生徒の了解を得て一時保護となった。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが参画する校内ケース会議を開くことで、教職員の役割分担が明確化するとともに、校内での連携が深まり、児童・生徒への支援体制の強化へと繋がっている。また、児童相談所等、他機関との日常的な連携が強化され、児童生徒を支援するネットワーク構築が進んでいる。

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・スクールソーシャルワーカーとしてのより高い専門性の確保
- ・配置拡充のための人材確保

＜課題の原因＞

- ・年々、スクールソーシャルワーカー配置校の拡充に努め、スクールソーシャルワーカーも増員してきたが、スーパーバイザーの増員がなく、スクールソーシャルワーカーが配置校で適切な支援につなげる指導を強化する必要がある。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・令和元年度、新たに25校に配置したことで全中学校区へのスクールソーシャルワーカー配置が完了したため、スーパーバイザーを1名増員し、新任スクールソーシャルワーカーを中心とした指導助言、新規配置校への巡回を強化した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

スクールソーシャルワーカー配置年数の短い学校における

- ・校内ケース会議の定着化
- ・アセスメントシートを活用した児童生徒への支援体制の確立

<課題の原因>

- ・スクールソーシャルワーカーが週1日の勤務であり、教職員の多忙さもあってケース会議の設定がしにくい。
- ・同様にアセスメントシートの作成や活用がなかなか進まない。

<解決に向けた取組>

- ・スクールソーシャルワーカーによるケース会議やアセスメントシートの有効な活用に関する校内研修の開催
- ・短時間かつ少人数でのケース会議の導入

【事例2】虐待に対する支援を行った活用事例（②児童虐待（関係機関との連携） < S S Wの配置形態：拠点校型 >

段階	取組内容及び S S Wが担った具体的な役割（ <u>具体的な役割は下線太字</u> ）
① 問題の発見	<p>父親から母親への面前DV，母親の心理的虐待が主たる課題であるADHDの診断を受けた男子児童（以下，本事例において「児童」という。）。児童は不登校気味であり，母親も不安障害の診断を受け，児童を登校させる意欲が乏しく，精神的に不安定になることがある。</p> <p>このため，<u>同校の管理職は，SSWに児童と母親への対応について相談を行った。</u></p>
② 学校内での方針の検討	<p>S S Wは管理職からケース概要を聴取し，<u>校内ケース会議及び関係機関との会議の実施を提案。</u></p> <p>校内ケース会議では，児童や家庭に関する課題の明確化を行い，支援内容が検討された。<u>SSWは本ケースでの支援が期待できる関係機関について助言した。</u></p> <p>参加者：校長，教頭，担任，S S Wコーディネーター，養護教諭及びS S W（課題の明確化）</p> <p>①学校・家庭での様子 両親は離婚。離婚理由は父親から母親へのDV。現在は母親と二歳下の妹との三人暮らし。児童は身体的に成長して母親の言うことを聞かなくなり，きょうだいげんかも激しくなった。</p> <p>②現在行われている学校の対応 ・担任による定期的な家庭訪問。学習プリントや学級だより等を届ける中で，児童に登校を促す働きかけをしている。 ・児童が教室又は別室で学習できる環境づくりを行う。（支援内容の検討）</p> <p>①目標 ・児童が少しずつ登校できるように支援する。 ・母親の協力を受け，家庭学習が習慣づくようにする。</p> <p>②プランニング（手立て） 関係機関の協力を得て，児童の特性を踏まえた関わり方の検討，母親に対する地域での支援について検討する。</p>
③ 支援の実施	<p>①要対協のケース会議を児童相談所で数回開催し，児童精神科主治医，児童相談所ケースワーカー等関係機関職員，学校が集まり，この家族への支援を相談した。母親が二人の子育てに負担を感じていることを考慮し，<u>SSWは子育て支援ヘルパーの派遣を提案した。</u></p> <p>②子育て支援のヘルパーが週3回訪問するようになり，学校への送り出しを行う。ヘルパーが訪問しない日で母親から要請があれば，教務主任が迎えに行くという体制をとった。</p> <p>③市の相談機関でプレイセラピー及び母親面談を継続的に実施している。</p>
④ 経過観察	<p>①児童は週3回のヘルパー訪問時には，ほぼ集団登校できるようになり，他の日は中間休み頃に母親が送ってくるようになった。</p> <p>②児童が家庭で暴れるなど，母親が困ったときには教員が迎えに行く体制を整えている。</p> <p>③母親は困ったときには学校へ相談してくるようになり，<u>SSWは教職員と学校・関係機関ができる支援を整理しながら，解決策を探り続けている。</u></p>

大阪市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子どもたちが置かれている環境への働きかけや、関係機関とのネットワークを活用するなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行う。また、校園長及び教職員と協働することにより、教職員のスキルアップを図るとともに、校園内チーム体制の構築を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーが区との連携を深め、各校園への支援を柔軟に行うことができるよう、それぞれが2～3区を担当し、担当区内の校園からの要請に応じて派遣を行った。派遣中心の活用であるが、派遣要請のない日は、それぞれの拠点校（中学校）で、校区小学校とも連携し支援を行った。

また、子どもの貧困対策事業及び行政区の事業として、区役所にも配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 11名（うちスーパーバイザー1名）
（社会福祉士の資格を有する者6名、精神保健福祉士の資格を有する者4名
うち教員免許状も有する者4名）

- ・週3日、1日6時間の勤務（年間120日）

- ・子どもの貧困対策事業として7区の区役所に8名、行政区の事業として7区の区役所に9名

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・教育委員会事務局における運営方針に、具体的取組および業績目標を記載し、ホームページ上に公表している。
- ・「スクールソーシャルワーカー活用の手引」を全校園に配付している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・生活指導担当者を対象にした研修会において、スクールソーシャルワーカーの活用について説明を行った。
- ・申請があった学校において、スクールソーシャルワーカーを講師とした校内研修を実施した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー 19名

（2）研修回数（頻度） 毎月1回

（3）研修内容

- ・毎月開催している連絡会において、事例検討や情報交換等を行い、スーパーバイザーからのスーパーバイズを通してスクールソーシャルワーカーのスキルアップを図り、エンパワメントしている。
- ・日常の活動の中で、必要があればすぐに個別のスーパーバイズを受けることができる体制を整え、共通理解が必要と思われる知識や視点については、連絡会の際にスーパーバイザーからの講義や資料配付を通じて全体で共有している。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・さまざまな事案に対するスーパーバイザーからのスーパーバイズ

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○S Vの設置 設置している

○活用方法

- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーとともにケース会議へ出席する。
- ・連絡会における、スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズ

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップ研修や各校園のスクールソーシャルワーカー活用事業に関する詳しい周知
- ・スーパーバイザーの育成と人材確保

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校へ登校するための活用事例

(①貧困対策(家庭環境の問題) ②児童虐待(関係機関との連携等) ④不登校)

<SSWの配置形態：拠点校型>

中2女子と母との家庭 生活保護を受給

1年時は遅刻・欠席等はなかったが、2年時より少しずつ遅刻・欠席が目立つようになってきた。給食時にあまりに多量に食べることから担任が心配し、様々な情報を収集したところ、母からほとんど食事を用意してもらえていないことがわかってきた。

学校からの相談を受け、スクールソーシャルワーカーより区の子育て支援室との連携、見守り体制について学校に提案を行うとともに、こども相談センター(児童相談所)に通告するよう助言した。また、担任にスクールカウンセラーとの連携や情報収集の方法などについて提案を行い、安心して登校することができるよう、全教職員で共通理解を図った。

学校と連携した区の子育て支援室や民生委員が母への支援を行うことで、食事の用意等をするようになるなど、家庭状況も改善していった。さらに教員が積極的にに関わり、遅刻・欠席も少なくなり、学校生活にも前向きになっていった。

【事例2】不登校生徒の登校に向けた活用事例

(②児童虐待(関係機関との連携等) ④不登校)

<SSWの配置形態：拠点校型>

中学校3年男子と父との家庭

当該生徒は、こだわりがきつく興奮すると行動が抑えられないところがある。学校生活においても問題行動が目立つようになり、その指導を受けることが苦痛となって、徐々に欠席が多くなった。一方で、校外で友達や教員と出会った時は、喜ぶ場面が見られた。父は、当該生徒の特性を理解できず、言うことを聞かないので家から閉め出すことも度々あり、そのため、当該生徒は深夜徘徊で補導されることもあった。父がこのままだと暴力をふるってしまうとのことで、こども相談センター(児童相談所)へ直接連絡したこともあった。

こうした状況から学校よりスクールソーシャルワーカーの派遣依頼があった。スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、詳しい聞き取りを行う中、学校の見立てが一時的な視点であることを感じた。そこで、一つ一つ事案の整理を行い、学校には当該生徒が登校した時に挑発的な態度に乗らずに、「登校したことを楽しかった」と思える体験の積み重ねが必要であることを促した。スクールソーシャルワーカーの提案により関係機関とのケース会議を開催することができた。その結果、当該生徒への支援の役割分担が明確となり、関係機関を含め情報共有を円滑に進めることができた。学校と当該生徒の関係回復ができ、進路について一緒に考えていけるようになった。

【事例3】性的な被害についての活用事例

(⑧性的な被害 ②児童虐待(関係機関との連携等) ⑦その他(心身の健康・保健に関する問題等))

<SSWの配置形態：拠点校型>

中学校1年女子と母との家庭

当該生徒が、以前、同居していない実父から性的虐待を受けたことについて、養護教諭に話した。学校が、スクールソーシャルワーカーに対応について相談した。スクールソーシャルワーカーが、こども相談センター(児童相談所)、養護教諭、スクールカウンセラーと情報共有し、ケース会議の開催を提案し、役割分担を明確にするなど今後の対応を検討し、支援体制を整えた。

当該生徒は、登校した際には度々保健室に来室し、養護教諭に様々な話をするようになった。スクールソーシャルワーカーが毎週、養護教諭や生徒指導主事、担任のコンサルテーションを行い、スクールカウンセラーとこども相談センター(児童相談所)との情報共有を密にしながら、支援を続けている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・各校園の教職員と協働したチーム体制づくりを推進し、スクールソーシャルワーカーが支援を行った校園では、組織的対応の強化につながっている。
- ・スクールソーシャルワーカーが区役所に配置されていることから、課題校に対してより迅速かつ柔軟な対応ができるよう定期的な巡回訪問や要請があれば随時派遣訪問も行っている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・各課題に対して早い段階での児童生徒支援や保護者支援、関係機関との連携等、組織的対応体制の確立のために、各学校園へ本事業についての周知を徹底し、派遣を積極的に進めていく必要がある。
- ・多岐にわたる支援要請に応える人材の育成と、スクールソーシャルワーカーの増員に向けて、人材の確保が課題である。
- ・スクールソーシャルワーカーの人数に対して、学校園からの依頼が多数あるため、派遣に日数を要する場合がある。
- ・様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上をめざす必要がある。

<課題の原因>

- ・有資格者の確保が困難である。
- ・学校園数に見合ったスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。

<解決に向け実施した取組>

- ・生活指導担当者を対象にした研修会において、スクールソーシャルワーカーの活用について説明を行った。
- ・申請があった学校において、スクールソーシャルワーカーを講師とした校内研修を実施した。
- ・毎月の連絡会において計画的な研修等を実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・引き続き、多岐にわたる支援要請に応える人材の育成と、スクールソーシャルワーカーの増員に向けて、人材の確保が課題である。
- ・スクールソーシャルワーカーの人数に対して、学校園からの依頼が多数あるため、派遣に日数を要する場合がある。
- ・様々な事案に対して的確に対応していくために、引き続き、その資質・能力の向上をめざす必要がある。

<課題の原因>

- ・有資格者の確保が困難である。
- ・学校園数に見合ったスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。

<解決に向けた取組>

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数を増やし、すべての行政区に学校数に合わせて、各区役所に1～2名のスクールソーシャルワーカーを配置する。
- ・学校により近い区役所にスクールソーシャルワーカーの派遣申請を行い、派遣がスムーズに行えるようにする。

堺市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校園だけでは対応が困難な、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒の置かれた様々な環境（家庭環境等）に働きかけて支援を行い、課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

①配置計画

- ・2名を「チーフ（派遣型）」として活用（要請に応じて学校に派遣）
- ・7名を「区担当（拠点型）」として7小学校、区役所に配置（要請に応じて拠点校以外にも派遣）

②採用計画 面接による選考を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数 9名

②資格（重複あり）

①社会福祉士	5 人
②精神保健福祉士	5 人
③その他社会福祉に関する資格	1 人
④教員免許	1 人
⑤心理に関する資格	1 人
⑥その他S S Wの職務に関する技能の資格	1 人

③勤務形態 年間活動回数は、区担当1名につき280回、チーフ1名につき140回とし、1回の活動時間は概ね3時間。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

平成20年度文部科学省委託事業として「スクールソーシャルワーカー活用事業」がスタートし、平成21年度の委託事業廃止に伴い、補助金交付による「学校・家庭・地域連携協力推進事業」として実施している。

スクールソーシャルワーカーの活動内容は、課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動としている。

周知については、「堺市S S W活用マニュアル」を作成し各学校園に配付するとともに事業説明を行っている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

管理職や生徒指導主事等を対象とした研修やその他の会議において、いじめ、不登校、虐待等の課題解決のために、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を啓発している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全S S W対象

（2）研修回数（頻度）

月1回の連絡協議会におけるスーパーバイズ

（3）研修内容

エコマップの書き方及び実例をもとにしたケースへの意見交換

（4）特に効果のあった研修内容

エコマップやケースの時系列整理の方法、ケース会議への同席及びスーパーバイズ

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 有 （1名）

OSVの活用方法

- ・ S S Wの周知を図るための講習講師（講習対象：学校園関係者、関係機関関係者）
- ・ 月1回のS S W連絡会議でのスーパーバイズ（S V、全S S W、教育委員会担当者参加）
- ・ 月1回のS S Wチーフ会議でのスーパーバイズ（S V、チーフS S W、教育委員会担当者参加）

（6）課題

- ・ 各S S Wの多忙（他の自治体と兼務）により、研修や連絡会の日程調整が困難である。
- ・ 各S S Wが抱えているケースの詳細について共通理解を図る場を取りにくい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（④不登校）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

- 6月下旬、管理職から教育委員会が相談を受け、家庭への支援が必要だと判断したため、S S Wを派遣した。
- 7月上旬～中旬
 - ・ 情報収集のため学校に出向き、管理職、生徒指導担当教員、担任、養護教諭など関係教員から聞き取りを実施した。
 - ・ 父親と面談を行った。
- 8月下旬、管理職、生徒指導担当教員、学年主任、担任、養護教諭と第1回ケース会議を実施し、アセスメントの共有と校内の支援体制の見直しを行った。
子どもの心のケアが必要と判断したため、スクールカウンセラーへの依頼を行った。
また、父親による虐待の疑いがあったため、区役所との連携を行い、情報共有をした。
- 9月下旬、管理職、生徒指導担当教員、学年主任、担任、養護教諭と第2回ケース会議を実施し、学習の困難さや生活上の困難に対する対応を検討した。
- 2学期から別室登校も利用しながら登校日が増えていった。

【事例2】いじめのための活用事例（③いじめ）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

- 12月中旬、管理職から教育委員会が相談を受け、学校への支援が必要だと判断したため、S S Wを派遣した。
- 12月下旬、管理職、生徒指導担当、担任、養護教諭から情報収集。
- 1月上旬
 - ・ 管理職、生徒指導担当、担任、養護教諭とケース会議を実施し、現状とアセスメントの共有を行った。
 - ・ 被害児童及び被害児童保護者への面談をスクールカウンセラーに依頼した。
 - ・ 加害児童への聞き取りを管理職、生徒指導担当、担任、養護教諭で分担した。その後、加害児童保護者と面談し、スクールソーシャルワーカーも同席した。
- 1月中旬、管理職、担任、スクールソーシャルワーカーが被害児童宅を訪問し、指導経過及び今後の防止対策について説明した。
- 2月中旬、管理職、生徒指導担当、担任、養護教諭と事後経過について情報共有した。
- 3月中旬、職員会議において次年度のいじめ防止対策について検討した。

【事例3】〇〇〇〇のための活用事例（⑧性的な被害、⑨ヤングケアラー）

現在、事例として報告できるケースはありません。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

令和元年度継続支援対象児童生徒の抱える問題の支援状況905件のうち、「問題が解消・改善した」ケースは、538件で59%となっている。平成30年度の相談件数844件と比較すると、相談対応件数が増加しており、スクールソーシャルワーカーのニーズの高まりに対応できている。

（2）課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組
＜課題の概要＞

- ・各校で高まるSSWの要請に対する対応
- ・SSWの資質向上

<課題の原因>

- ・複雑化・困難化・長期化するケースの増加
- ・SSWの人材不足

<解決に向け実施した取組>

- ・SSWを対象としたSVによる事例研修の実施
- ・SSWの増員（1名増）

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・SSWへのニーズが低い学校へのアプローチ
- ・いじめ等の課題に対する早めの介入
- ・人材の確保

<課題の原因>

- ・各校のSSWの役割や専門性に対する理解が低い
- ・SSWの資質
- ・採用条件

<解決に向けた取組>

- ・SSWを対象とした研修の回数増加や内容の精選
- ・SVの人数増加（個別OJTの実施）
- ・SSWの増員及び採用条件改善に向けて予算要求する

神戸市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの課題を抱えた児童生徒が置かれた環境を踏まえて、関係機関とのネットワークを活用し、多様な支援を行うことで、課題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

○市内全9区に一人ずつ、拠点小学校にSSWを配置

以下の場合に、SSWを派遣

- ・学校園・関係機関等より派遣要請を受け、教育委員会が必要と判断した場合
- ・事案の発生や情報交換等により、教育委員会が派遣が必要と判断した場合

○事務局にSSWスーパーバイザーを配置

SSWの支援や関係機関との連絡調整

（3）配置人数・資格・勤務形態

①SSWスーパーバイザー

○配置人数：1名 ○資格：社会福祉士 ○勤務形態：1日6h・週5日

②拠点小学校配置SSW

○配置人数：9名 ○資格：社会福祉士6名、精神保健福祉士2名、教員免許状4名

○勤務形態：1日7h・週5日

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

○スクールソーシャルワーカー派遣要項を定め、年度当初、市立学校園に発出するとともに、SSWを校長会・教頭会で紹介

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

○生徒指導に係る研修会及び連絡協議会・地区会等に出席することで、学校園との情報共有や相談できる機会を確保

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW

（2）研修回数（頻度）

週1回木曜日を研修日に設定し、教育委員会事務局担当係長、SSWスーパーバイザーとともに研修を実施

（3）研修内容

- 生徒指導に係る事務局担当課の対応や事業内容について情報共有
- SSWが対応した事案について支援方法等についての意見交換
- 代表して参加した研修会の内容について、全SSWに共有
- 生徒指導に係る事務局担当課が担当する研修会への参加

（4）特に効果のあった研修内容

- 事務局担当係長、関係機関との情報交換
- SSWスーパーバイザーからの関係機関との連携方法についての助言

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 (有 ・ 無)

○活用方法

- ①SSWへの日常的な助言や指導
- ②児童相談所、区役所こども家庭支援課等の関係機関との連絡調整
- ③緊急対応が必要な場合の学校園への支援

(6) 課題

- 貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう関係機関等と連携を図る体制の構築
- 人権に関わる課題等にも対応できる最新の法や国の動きを把握する研修の実施
- 関係機関及び本市の施策を踏まえた支援にかかる研修の実施

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例 (②児童虐待) <SSWの配置形態: 拠点校型>

(世帯状況)

本児 (小1男)、実母、継父、妹 (5歳、保育園)、弟 (0歳)

(概要)

4月、保育所で、同居の男から妹への身体的虐待が発見された。学校、保育所、区役所こども家庭支援課が連携し、見守っていくこととなった。7月に第3子 (弟) が誕生し、入籍したことで、同居の男は継父となった。この家族関係の変化により、上の二人の子供たちへの虐待が、更にハイリスクに転じる可能性が生じたため、SSWは学校と区役所こども家庭支援課と連携し、情報共有に努め、支援体制の強化を行った。10月に、本児の顔に痣が発見された。学校は、SSWを通じてこの家庭の状況を掴んでいたため、継父の身体的虐待が疑われるとして、迷うことなくこども家庭センター (児童相談所) への通告を行い、本児は一時保護された。本児は発達検査を受け、ADHDおよびASDの傾向があると診断された。1か月余り経ち、措置解除となり家庭に戻った。以後、こども家庭センターで、親子の通所指導を受けている。

(経過)

4月、妹の顔と身体に痣傷が発見され、保育所から区役所こども家庭支援課に連絡があり、区役所こども家庭支援課から学校に対し、本児の様子についての問合せがあった。学校からSSWに相談があり、区役所こども家庭支援課、保育所と連携し、見守っていくこととした。

6月、7月に、軽微なものではあるが、妹への身体的虐待が認められた。7月に第3子が誕生し、両親は入籍した。この家族関係の変化から、継父から上の二人の子供たちへの虐待が強まる可能性があり、SSWは区役所こども家庭支援課と学校との連携を強化すべく情報共有を度々行った。区役所こども家庭支援課は、新生児訪問を通して母親との関係を築き、虐待についても注意していく、学校は本児の様子を見守っていく、とそれぞれの役割を確認した。

10月、朝登校してきた本児の顔に痣が認められた。本児は継父に殴られたと訴えた。SSWは学校から連絡を受け、学校からこども家庭センターへ通告した。SSWは、区役所こども家庭支援課へ、その旨を連絡した。学校からの情報と、区役所こども家庭支援課からの情報がこども家庭センターに集約され、迅速な対応がなされ、本児は一時保護された。

12月、本児は措置解除となり、家庭に戻った。親子で通所指導を継続している。

(今後の対応)

本事例は、SSWが中心となって、区役所こども家庭支援課と学校、保育所で、本児の家庭状況について情報共有し、日頃の見守り体制を構築したことにより、学校が虐待の早期発見を行うことができ、学校が迷うことなく通告するといった学校の対応力の向上につながった。

また、発達検査で本児の特性がわかり、妹も同様の傾向があることも判明した。親子関係の脆弱さや継父が感じる育てにくさから、子供たちが再び虐待を受けるリスクは高い。未然防止のためには、継父と母親への支援も考えていく必要がある。今後は、SSWとして、こども家庭センターを加えた関係機関と連携して、支援体制を強化していく。

【事例2】特別支援学級に在籍する児童の家庭環境改善のための活用事例（⑦その他）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

（世帯状況）

本児（小4男）、実父 実母 就学援助

（概要）

本児は、アレルギー検査を行った結果、ダニとハウスダストに対してアレルギーがあることが分かった。本児の自宅は、掃除や片付けができていないので、今後の体調不良・悪化が懸念されることから、学校からSSWに情報提供があった。

（経過）

① 学校より情報収集

9月、養護教諭からの助言もあり、本児は再びアレルギー検査を受けた。

10月、本児はバンダナを頭に巻いて登校してきた。母親によると、掻きすぎて頭から出血したため、これ以上掻かないようにするためのことだった。

10月、SCが母親と面談したところ、母親が仕事と家事に忙しく、掃除や片付けができていないと考えて、母親にヘルパーの利用を提案したが、母親は頑なに拒んだ。

② 校内ケース会議（関係職員、SC参加）

それぞれの立場から本児についての情報を共有し、アセスメントした。担任からは家庭訪問をしたとき悪臭はなかったが、掃除や片付けはできていない、本児の日々の服装は黄ばんでいるが、臭いや汚れはないなどの報告があった。

③ 医療機関との連携

保護者の同意のもと、SSWも交えて学校は本児が通院する医療機関とも情報共有した。その中で学校生活の様子も情報共有した。

④ 校内ケース会議（関係職員、養護教諭参加）

本児は自らが困っていることを教職員に伝えることをしないことが考えられるため、今後も全職員で服装を含めた本児の日々の様子について情報共有を行っていくことを確認した。本児の特性を考えて、担任を中心に保護者との連携も継続していくことを確認した。加えて、学校、家庭、医療、関係機関の連携が必要であることから、保護者の理解のもと、家庭環境の改善のために、区役所等の関係機関と連携をすすめていく。

（今後の対応）

本事案は、特別支援学級担任を中心に本児の見守り体制や、見守る際の視点などを共有できた。学校は、保護者との繋がりも大事にしており、常に保護者にも寄り添いながら、対応を組織的に進めていけるようになった。加えて、SSWが中心となって医療など関係機関とも情報共有できるようになった。

だがしかし、学校と区役所が繋ぐことがまだできていない。SSWとしては、医療機関からの助言や指導方法を保護者と連携しながら取り入れていくことも視野に入れて対応していく。

【事例3】性的虐待からの脱却のための活用事例（⑧性的な被害）＜SSWの配置形態：拠点校型＞

（世帯状況）

当該生徒（高校3年女）、実母、弟（2人） 生活保護家庭

（概要）

当該生徒は、自宅に居場所がなく、母親と付き合っている方が来ると、外に出されることがある。また、その方が、母親がいない時にも自宅にくることがあり、本人への虐待の疑いの可能性があることから、学校からSSWに情報提供があった。

（経過）

① 当該生徒との面談（学校）

学校は当該生徒との面談を行い、思いや願いを聞いた。当該生徒からは、母親から金銭を無心されたり、母親と付き合っている方が一緒に自宅に帰ってくると、外に出されマンションの階段で過ごすことがあったとのこと。近隣に在住している親族の家で過ごすこともあった。20歳になったら自立したいとの考えをもっているが、母親に依存しているところもあり、母親とは対立したくないとのことだった。

② 区役所（虐待対応部署）との連携

SSWは、近隣に在住する親族と生活することができないか、親族の養育能力と、母親による弟たちへの養育について、区役所から聞き取りを行うなど、必要な連携を図った。

③ SSWと学校、区役所との連携

学校と区役所は、それぞれ一時保護の必要性や段取りについて、こども家庭センターに相談し、その結果をSSWと共有した。

④ SSWによる要保護児童生徒対策地域協議会への情報提供

要対協では、当該生徒を速やかに一時保護する必要があると判断したが、SSWは、当該生徒が「母親とは対立したくない」と言っており、一時保護を拒否する可能性があることを伝えた。

それを受けて、要対協において、一時保護をどのように実施するかが検討され、区役所とこども家庭センターが一時保護の段取りを決めた。翌日、当該生徒は一時保護となり、その後は施設入所となった。

(今後の対応)

当該生徒が一時保護されたことで、継父による性的虐待を受ける恐れはなくなった。SSWとしては、就労支援の観点で施設と連携し、当該生徒が自立に向けて歩みだしていけるようにするために、ハローワークでの職業診断を引き続き受けられるように支援をしていく。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 令和元年度の学校園からの総相談件数7,081件は平成30年度5,969件と比べると約19%増となった。事案対対象人数404名は平成30年度336名と比べると約20%増であった。
- 市立全学校園中161校(小109校、中44校、高4校、特支4校)の対応にあたった。
- 学校現場が直面している学校だけでは解決できない多様で複雑な課題に対して、社会福祉などの専門的な知識や技術を有するSSWが、問題を抱えた児童生徒の置かれている環境を踏まえ、関係機関とのネットワークを活用することで、学校、家庭、地域、関係機関と連携した支援を実施した。
- 小学校生徒指導担当教員ブロック会、中学校不登校担当教員ブロック会に参加し、生徒指導担当教員や不登校担当教員との情報交換や報告相談への指導助言を行った。学校や関係機関からの情報により、学校において更なる情報収集と連携体制づくりの手立てをするなど、学校現場での支援活動に努めた。
- 学校への連携支援の強化を目指し、区役所こども家庭支援課やこども家庭センター(児童相談所)との連絡を日常的に行い、関係者との連絡会を開催するなど、更なる連携強化に努めた。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度(平成30年度実践活動事例集)に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

- 早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、必要な学校において活用できる体制の更なる構築について検討すること。
- いじめや問題行動など、学校だけでは対応・解決が困難な事例について、学校サポートチームの一員としてSSWを活用できる体制の整備をさらにすすめること。
- SSWとして職務を遂行できる人材の確保。
- 年度をまたいで支援が継続する場合、区役所生活保護担当者やSSW、学校園の担当者が替わる場合の円滑な引継ぎ。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

- 貧困家庭の子供たち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう他の関係機関等と連携した研修できる体制を整える。
- 学校園によって、SSWが認知されていないことから、対応が遅れるケースが見られた。
特に小学校においては、生徒指導担当教員や不登校担当教員が配置されていない学校が多く、SSWとの連携がより円滑になるよう管理職等に周知していく必要がある。
- 関係機関(ひきこもり支援室等)に対しても、SSWの活動について更なる周知活動を継続していく必要がある。
- 今後、学校園からの相談件数の増加が見込まれるなか、SSW体制の拡充が必要である。
- 経験豊富なSSWの人材確保に努める必要がある。

岡山市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・学校に定期的に勤務することで、困難を抱えている子どもを早期に発見し、保健・福祉等関係機関と連携の上、早期に支援が開始できる体制を構築するため。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・スクールソーシャルワーカーの機能を果たす子ども相談主事を6福祉事務所内の地域子ども相談センターに配置している。
- ・月1回全公立小中学校に勤務日を設定しているが、週4日地域子ども相談センターに勤務する体制になっているため、必要に応じて勤務日以外にも学校訪問や関係する会議への出席、教職員からの相談や子どもや保護者の訪問、面接、電話、関係機関との連絡等に対応している。
- ・地域子ども相談センターに配置することで、学校と福祉・保健等関係機関との連携が強化されている。
- ・学校現場を理解して、適切に相談や支援ができるよう、教員経験者を子ども相談主事に採用している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・6福祉事務所に各3名ずつ配置
- ・18名全員が教員免状を所有。内1人は社会福祉士の資格を所有。
- ・週4日勤務の非常勤職員。1人複数校担当し、1校につき月半日の学校勤務。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

- ・活動の目的や業務内容を記載。学校に向けて概要版（チラシ）を作成し、管理職や生徒指導担当者会議等で周知している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象 岡山市子ども相談主事（スクールソーシャルワーカー）

（2）研修回数（頻度） 年16回

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・児童相談所との連携について
- ・福祉振興の取組について 等

（4）特に効果のあった研修内容

子どもに関わるさまざまな施設・学校の説明・見学

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有・無）

（6）課題

相談件数が年々増加し、かつ、関わりが難しい事案も増えており、研修に参加できなくなることも見られたため、研修の回数や実施時期の見直しを検討している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】リストカット・摂食障害のある中学生女子への支援のための活用事例（⑦その他（心身の健康・保健に関する問題等）＜SSWの配置形態：巡回型＞

（概要）

児は母と二人暮らし。同じ中学校区内に、離婚した父と兄が住んでいる。児は一年ほど前から「食べて吐く」「リストカット」を繰り返し、今年度に入ってから欠席が増えた。担任が児から話を聞き、子ども相談主事を紹介した。児が「相談したい」とのことで、支援依頼があった。

（スクールソーシャルワーカーのかかわり）

- ・学校から相談を受けて、まず校内の支援体制を考える会に出席。本人のカウンセリング、病院受診の勧奨、母へのかかわり等、考えられる必要な支援と、役割分担をした。
- ・学校は、「担任の引き続きの支援」「担任から母へのかかわり」「養護教諭・学年の女性教員など、担任以外にも児にかかわれる教員を増やす」等、校内で共有した。
- ・子ども相談主事は、まず要保護児童でないことを確認したうえで、児との面談を行った。児の主訴は「体型コンプレックス」と「母との関係」。
- ・12キロの激しいダイエットで体調を崩し、生理も止まっていたが、児は病院受診に拒否感が強かった。子ども相談主事は、急激なダイエット、摂食障害の危険性を話し、病院受診を勧めたところ、受診に前向きになった。
- ・母は彼氏と過ごすことが多いのに、父のところに行くことをとがめられていた。子ども相談主事は、その反抗心の裏にある「本当は母が大好き」という児の思いに着目し、カウンセリングを行った。
- ・学校と子ども相談主事が連携を取りながら母子を支援したことで、早期に病院受診服薬、母子間の関係修復に繋がり、児は不安定な行動をしなくなった。安定してからも月に一回のカウンセリングを子ども相談主事は行っている。

（学校及び関係機関との連携）

- ・担任・管理職・養護教諭など組織的な支援計画のもと、子ども相談主事が密な情報交換をしながら、児へ直接支援できた。
- ・児の、治療への不安等思いをしっかりと聞いたうえで、拒否感をやわらげ、病院受診へ繋げた。
- ・中学校卒業後にも支援が必要な状況となった場合、「市の相談機関」として、母子を地域こども相談センターや保健センターなどにつなげることも提案している。

【事例2】不登校児童のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：巡回型＞

（概要）

児は新学年になり、欠席が増えるようになった。登校する日も、登校班で行くことができなくなり、保護者が連れて行くようになった。登校時刻も次第に遅くなり、登校してもすぐ帰るようになった。さらに登校しても教室には入れなくなり、別室で過ごすようになった。学校は児や保護者に聞き取りをしたが、はっきりとした原因がわからないままであった。児はあまり心を開かず、保護者の学校に対する不信感も見られるようになった。

（スクールソーシャルワーカーのかかわり）

- ・学校からの相談を受け、相談機関として子ども相談主事の所属する地域こども相談センターを勧めるようお願いした。
- ・学校の紹介からすぐ、地域こども相談センターに親子で来所した。学校からの連絡を受けていたので、事前に役割分担をして、保護者に子ども相談主事を含む2名、児に1名で対応した。
- ・相談では、保護者の困り感、児の困り感、学校にしてほしいことなどを聞くことができた。また、学校と

情報共有をして支援していくことのできることも得た。その後、月1回親子の来所相談を継続できている。回を重ねるごとに本音を多く聞けるようになった。

- ・来所による相談で得た情報をもとに、児や保護者に対する支援について学校と相談し、役割分担をした。
- ・月1回の学校勤務では、管理職や担任と情報共有をして、今後の打ち合わせをした。登校していれば、児に声をかけたり、授業を参観したりした。

(学校及び関係機関との連携)

- ・学校の窓口を教頭として、定期的な来所の前後に、学校で様子、来所時の様子について学校と情報交換をした。
- ・保護者との話し合いの中で、心療内科のことが話題となり、保護者も興味を示したので紹介し、その後の受診につながった。
- ・取り組みを重ねる中で、学校に行ける日が増え、教室に入れる回数も増えた。登校班で行き1日過ごす日があるなど、状況は改善傾向にある。

【事例3】家事・育児負担の疑いがある不登校中学女子への支援ための活用事例（「㊟ヤングケアラー」）

< S W の配置形態：巡回型 >

(概要)

児は母と、中学生の弟、小学生の妹、保育園の妹の5人で暮らしている。特に、次女は複合障害を抱えており、登下校を姉弟が手伝ったり療育にも定期的に同伴したりしている。不登校が続いている児や下半身の不自由な次女を始め、以前万引きで補導された息子のことなど、母の子育てや家事への心労は如何ばかりかと想像される。それらが、児への負担にもなって転嫁し就学を妨げているのではないかという報告を受けている。にもかかわらず、元夫から児達についての支援は皆無である。

(スクールソーシャルワーカーとして)

- ・福祉サービスの手続きで来所した際、児とは日常生活全般についての面談や関わりを始めた。「私って、友だちから陽キャラ不登校って言われるんよ。」と屈託のない返事が返ってきた。
- ・家庭支援としては、家庭状況の把握や児との関係づくりとして、地域子ども相談センター所属の女性相談員と家庭訪問を続け、食糧支援の紹介をしたり、「岡山親子応援メール」の紹介をしたりしてきた。
- ・児が将来福祉関係の仕事を希望していることから、「職場体験学習」の際も、実際に研修の現場を訪問して同僚と声を掛けるなど激励してきた。

(学校及び関係機関との連携)

- ・子ども相談主事としての学校勤務の際は、担任や学校関係者と情報共有に努め、放課後登校や他の不登校生徒との交流活動にも努めてきた。家事育児負担の軽減や保護者との関係づくりを図ったことにより、不定期ではあるが、部分登校ができたしたり、希望進路についての発言が聞かれたりした。
- ・特別児童扶養手当や児童扶養手当の手続きに来所される時にも、福祉振興係の担当者と連携してサービスの紹介や支援を続けている。
- ・岡山市適応指導教室を紹介し、就学体験を通じて学力保障や学校生活への適応力向上に努めている。
- ・学級担任や養護教諭も、児との人間関係づくりに努め、手紙のやり取りをしたり、カウンセリングに努めたりしながら児の登校への不安感を取り除く努力を続けている。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

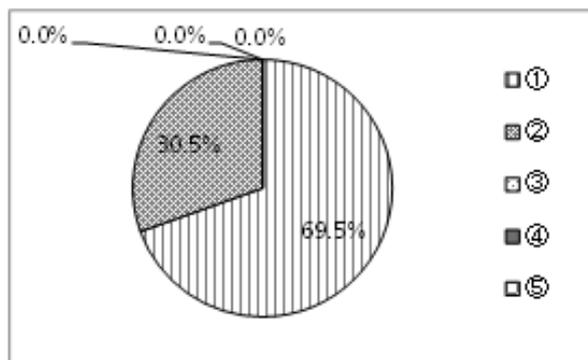
平成31年度岡山市子ども相談主事（スクールソーシャルワーカー）の活用報告より（学校から集めたアンケート）

アンケート回答数

小学校 回答数	91 /91	100.0%
中学校 回答数	37 /37	100.0%
全体 回答数	128 /128	100.0%

子ども相談主事が月1回、定期的に勤務することでの効果

	小学校	中学校	合計	割合
①非常に効果があった。	58	31	89	69.5%
②まあまあ効果があった。	33	6	39	30.5%
③あまり効果がなかった。	0	0	0	0.0%
④まったく効果がなかった。	0	0	0	0.0%
⑤その他	0	0	0	0.0%



(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題，課題の原因，その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- ・子どもや家庭の支援について，学校の関わる領域と福祉の関わる領域の認識に差異が生じて連携がうまくできないケースがあったため，互いの業務をより理解していくこと。

<課題の原因>

- ・岡山市子ども相談主事（スクールソーシャルワーカー）や学校の担当者の変更の際，十分な引継ぎができていないため。

<解決に向け実施した取組>

- ・年度当初に，学校の担当者への悉皆研修を実施したり，新任岡山市子ども相談主事（スクールソーシャルワーカー）への新任研修を実施したりする。

②今後の課題，課題の原因，その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・子どもや家庭の支援について，学校の関わる領域と福祉の関わる領域の認識に差異が生じて連携がうまくできないケースは減少傾向にあるものの，依然として散見される。

<課題の原因>

- ・課題として挙げられているようなケースを具体的に取り上げた事例検討が十分ではない。

<解決に向けた取組>

- ・事例検討を含む研修会の充実を図る。

広島市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

(1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が抱える問題の背景に、家庭の経済的困窮や衛生面の課題、保護者の心身の健康など子どもを取り巻く環境に課題が見られる場合、関係機関等とのネットワークを構築するなどして、児童生徒や保護者への支援を行い、不登校や暴力行為などの生徒指導上の課題の改善を図る。

(2) 配置・採用計画上の工夫

- 平成28年度より「拠点校派遣型」と「事務局配置型」を併用している。
- スクールソーシャルワーカーの拠点校を希望した学校の中から、13校にスクールソーシャルワーカーを配置し、近隣の中学校区と合わせて、4中学校区程度を担当するようにしている。また、事務局に配置した1名のスクールソーシャルワーカーは拠点校配置のスクールソーシャルワーカーが担当しない中学校区を担当し、市立の全ての学校の派遣要請に対応できるようにしている。

(3) 配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：14人
- 主な資格：社会福祉士及び精神保健福祉士
- 勤務形態：月曜日～金曜日まで1日5時間45分、週28時間45分勤務

(4) スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

活動方針等に関する運営指針を作成し、活動方針等は運営協議会で説明したり、各機関等へ配付したりして周知するようにしている。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

スクールソーシャルワーカーの活用が、学校において適切に行われるよう、以下の周知活動を展開する。

- ・ スクールソーシャルワーカーを紹介するチラシを学校や各機関等に配付する。
- ・ 管理職や生徒指導主事、教育相談・支援主任、養護教諭等を対象とした研修会等の場を活用し、スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法、具体的な実践事例等を説明する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

(1) 研修対象

スクールソーシャルワーカーのみを対象とする場合と、福祉・教育の各職種を対象とする場合がある。

(2) 研修回数（頻度）

- 県外の大学教授を招聘した全体研修（年2回）
- スクールソーシャルワーカースーパーバイザーによる新規採用者研修（月2回）、全体研修（月1回）
- 各種研修会への参加（適宜）

(3) 研修内容

- スクールソーシャルワーカーに係る理論研修及び困難事例等の検討。
- 各関係機関主催の理論研修や実践発表等。
- 本市スクールソーシャルワーカーの活動についての課題の検討、評価及び検証。

(4) 特に効果のあった研修内容

福祉分野を専門とする大学教授を交えた理論研修及び困難事例等の検討会。

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法

- ・ 適宜、SSWからの相談に乗り、対応するケースに対して助言する。
- ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会を実施する。
- ・ 広島市スクールソーシャルワーカーの活動実績等の分析を行い、本市のSSW活動の基盤を作成する。

(6) 課題

- スーパーバイザーを配置したことにより、解決困難な重篤化するケース等へ対応に関する研修や助言を行うことができるようになったが、スクールソーシャルワーカーのケースは年々増加し、それに伴い解決が困難な重篤化したケースも増加しており、より一層、スクールソーシャルワーカー一人ひとりの資質向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭支援のための活用事例（①貧困対策、⑤暴力行為）

- **本児の状況**
 - ・ 女子生徒。療育手帳B。校内や放課後等デイサービスで教員や職員に対して暴力をたびたび振るうことがある。暴力を振るうことが原因で、放課後等デイサービスの利用を断られたことがある。
- **家庭の状況**
 - ・ 父、母、異父姉、本児の4人家族。父がリストラにあったため、経済的に困窮している。部屋の中には、物が散乱しており、両親とも衛生観念が薄い。学校への諸費の滞納が多い。
- **関係機関**：こども・家庭支援課、訪問看護、放課後等デイサービス、ショートステイ、相談支援事業所
- **具体的な支援**
 - ・ スクールソーシャルワーカーは、学校からの紹介で母と面談し、母の困りごとを聞くことから始め、その後、面談を繰り返して、家庭の様子や、両親の子育てに関する思いを聴き、本家庭を理解していくことに努めた。
 - ・ また、本児の暴力行為に対する、学校の指導方針に納得できず、登校を渋るようになり、生活リズムも乱れた。
 - ・ 校内ケース会議、関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関と役割分担しながら、訪問看護、ショートステイなどの支援につないだ。
 - ・ 訪問看護の利用により、生活リズムが整い、新たな放課後等デイサービス等を利用する中で、本児に登校する意欲が出てきたため、学校で、本児の受け入れ体制を整え、本児は登校できるようになった。

【事例2】虐待防止支援のための活用事例（②児童虐待、④不登校）

- **本児の状況**
 - ・ 女子生徒。周囲の雰囲気を読み取る力が若干弱いところがある。欠席は多いが、登校すれば学校生活は特に問題がなかった。学習意欲も普通にある。友人関係も問題なし。
- **家族の状況**
 - ・ 父、継母、異母姉、本児、異母弟、実妹
 - ・ 本児は、継母から、家族での外出時、留守番をさせられる、制服を買ってもらえないなどの心理的な虐待を受けるが、父は、本児に登校させず、祖母宅で生活させる。
- **関係機関**：児童相談所、警察（少年育成官）、親族（父方祖母、叔父）
- **具体的な支援**
 - ・ SSWは、学校に、児童相談所に通告も含めて相談することを提案した。
 - ・ SSWは本児と信頼関係を築き、本児、祖母と面談を行った。
 - ・ 本児、祖母は、父親との生活を継続することはできないと考えたため、SSWは、児童相談所に概要を伝えて、本児、祖母が、スムーズに相談ができるよう調整を行い、本児は、親せき宅で安心して生活できるようになった。

※ 「⑧性的な被害」や「⑨ヤングケアラー」の事例については、紹介できる事例はありません。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーが関わった589件のうち406件は、家族環境や子どもの課題が改善又は好転した。また、関係機関等とのネットワークは、100%構築できている。
- スクールソーシャルワーカーの活動が学校や関係機関等に周知されるにつれ、学校や関係機関等との効果的な連携を図ることができるようになってきている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

- 公募しても応募自体が少なく、専門性の高いスクールソーシャルワーカーを採用することが難しい。

<課題の原因>

- 県内のスクールソーシャルワーカー養成機関及び養成体系が十分に整備されていない。

<解決に向け実施した取組>

- スーパーバイザーを配置し、スクールソーシャルワーカーの対応する重篤なケースに適切な助言を行うとともに、系統的な研修を行い、資質向上を図る。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- スクールソーシャルワーカーのケースは年々増加し、それに伴い解決が困難な重篤化したケースも増加しており、福祉に関する知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーであっても、支援が困難なケースが増えている。

<課題の原因>

- 令和元年度のスクールソーシャルワーカーのケースは589件（一人当たり42件）であり、解決が困難な重篤化したケースも増加している。

<解決に向けた取組>

- スクールソーシャルワーカーがケースに時間をかけて対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの増員に取り組む。

北九州市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や暴力行為、児童虐待など、幼児、児童生徒の問題行動等の背景には、幼児、児童生徒が置かれた家庭等の環境が複雑に絡み合っている場合が多い。

このような環境に働きかけ、学校・園の枠を越えて関係機関との連携を強化するコーディネーター的な存在であるスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、問題を抱える幼児、児童生徒への対応を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

SSWの配置は、担当校数が偏らないように配慮し、ケース状況の報告・連絡・相談等を学校支援ラインの区担当指導主事及び生徒指導ラインの担当指導主事と連携して行い、効果的な支援ができるようにしている。一部の区においては配置型として、令和元年度は3名のSSWが配置型の形態で勤務した。

また、平成30年度から、SSWの統括・指導育成・連携強化などを担う者としてSSWリーダー2名を配置している。

採用にあたっての受験資格は以下のとおりである。

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する人
- ②平成31年4月1日時点で、満65歳未満の人
- ③常時勤務できる人
- ④過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある人

なお、SSWリーダーについては、上記①から④の受験資格に加えて、5年以上のSSWとしての経験者（他自治体可）としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：令和元年度は15名配置（リーダー2名、その他13名）
- 資格：社会福祉士14名、精神保健福祉士9名、その他社会福祉士に関する資格1名
教員免許4名、心理に関する資格1名
- 勤務形態：週30時間の4日間勤務の非常勤嘱託員

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

現在、ガイドラインの策定に向けて検討している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

平成30年度に冊子「スクールソーシャルワーカー事例集」を作成し学校に配布。教職員の研修において活用するとともに、学校がどのような場合にSSWに依頼すべきかを、事例とともに示した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修

- ・全員対象の基礎研修
- ・SSW初任者対象研修
- ・SSW3年次以上研修

市内部の研修（子ども総合センター、保護課、青少年課、子ども・家庭相談コーナー、教育センター、精神保健福祉センター等）

（2）研修回数（頻度）

- ・2カ月に1回程度（福岡県スクールソーシャルワーカー協会研修）
- ・随時（主に4月、7月、8月に市内部の研修）

(3) 研修内容

- ・ 新任研修（新任保護課職員研修、初任者研修など）
- ・ 3年未満の養成研修（初任者SSWの動き、学校SSW概論等）
- ・ 3年以上の専門研修
- ・ 全員対象の基礎研修
（メゾレベルでのソーシャルアクション、子ども支援オフィスの取組について、アセスメント
学校SSW実践～SSWの役割と機能、法律研修会、ユースアドバイザー研修など）

(4) 特に効果のあった研修内容

- ・ 日本学校ソーシャルワーク学会全国大会
- ・ 障害福祉団体主催の勉強会
- ・ 日本ソーシャルワーク教育学校連盟「SSW基礎研修」

(5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有

○活用方法：集団SVと個人SV

(6) 課題

- ・ スクールソーシャルワークに特化した研修を本市で実施していないため、他機関が実施する研修を受講せざるを得ず、限られた者しか受講出来ていない状況である。本市への講師招聘などを検討する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待における関係機関との連携活用事例（②児童虐待）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○対象児童生徒：中学1年生男児、小学3年生女児、小学2年生男児

○ケースの概要

- ・ 継父、母、対象児童生徒3名、新生児の6人世帯。
- ・ 夏休み直前に、放課後等デイサービスより、本家庭が生活に困窮しており、事業所より食糧支援を行っているという報告があった。
- ・ 2学期に入り、中学校で本人が体調不良を訴え、病院に緊急搬送される。本人が食事を十分摂っていないと言ったため、病院より児童相談所に虐待通告を行う。本人は数日入院となった。
- ・ 以前より、要保護児童対策地域協議会で経過観察中の家庭でもあり、関係機関と連携して見守りを行っていた。
- ・ 母が継父と再婚後、経済状況が悪化。また、新生児誕生後、家事や新生児の世話等を3児が分担していることが、長期欠席の要因の一つとなっていた。

○支援展開

①直接支援

- ・ 欠席が続く際には家庭訪問を行った。また、関係機関からの要請を受け、家庭訪問の同行に協力した。

②関係機関との連携、ケース会議

- ・ 本家庭がかかりつけとしている病院と連携し、学校、放課後等デイサービス、行政機関を交えたケース会議を実施。
- ・ ケース会議で、病院から医療面での協力についての申し出を受け、その数日後、本家庭の新生児の体重が減少していることを確認した保健師が病院に連絡。新生児が入院となり、病院より再度の虐待通告を行った。
- ・ 病院から母へ、本家庭の生活改善が退院の条件と説明。関係機関間でも役割分担し、本家庭への支援を行った。

③生活保護受給、保育所入所

- ・ 各関係機関からの支援の状況について、再度のケース会議を実施し、退院後の支援について確認を行った。
- ・ 本家庭は生活保護を受給することとなり、また、新生児は退院後、保育所を利用することとなった。

○支援結果

- ・生活困窮は解消し、3児の登校状況も改善した。
- ・本家庭には多くの関係機関が関与していたが、SSWがコーディネーターとしての機能を果たし、ネットワークによる支援を展開することができた。

【事例2】不登校児童のための活用事例（④不登校、⑦その他）＜SSWの配置形態：派遣型＞

○対象児童：小学3年生男児（知的障害特別支援学級在籍）

○ケースの概要

- ・母、兄（小学5年生、知的障害特別支援学級在籍）、本児の3人世帯
- ・友人関係トラブルを契機に不登校となり、自宅にひきこもるようになった

○ケースの課題

- ・家庭訪問にて本児に会えても、登校につながるきっかけが見当たらないまま経過している
- ・母は本児につきっきりになったことで家事等が思うように行えず、お互いぶつかることが増えた。

○支援展開

- ① 校内ケース会議での情報共有（本児の思い、今後の登校へ向けた役割分担等）
- ② 放課後等デイサービス活用の提案

○支援結果

- ・本児の意向に沿った登校プランの作成により安心して登校できるようになった
- ・放課後等デイサービスの活用が本児の居場所の確保とひきこもりの解消、母子のストレス軽減につながった。

【事例3】特別支援領域における性的被害のための活用事例（⑧性的な被害）

＜SSWの配置形態：派遣型＞

○対象生徒：特別支援学校（知的）中2男子・特別支援学級（知的）中1女子

○ケース概要

- ・母、本人、妹、弟（保育園年少）の4人世帯。
- ・母も知的障害があり、家庭に頻回に母の彼氏（知的障害あり）は出入りしている。
- ・母の目を盗み、妹が兄を誘い、性交渉に至る。本人達は知的課題により、判断能力等が不足。特に知的障害が重度の本人は妹より理解力が低い。現場を母が目撃し、学校に相談。
- ・学校から児童相談所に相談、妹だけが一時保護となる。
- ・本人は変わらず自宅で過ごし登校継続。本人の今後の対応と、母の対応の為SSWの介入となる。

○支援展開

- ① 本人への支援（児相の心理士による性教育、療育センター受診への繋ぎ・フォロー）
- ② 母への支援（母の知的課題からくる養育課題の改善の為、相談支援員の繋ぎ）
- ③ ケース会議（学校・児相・相談支援員・SSWで、子供たちの処遇、家庭支援について協議）

○支援結果

- ・妹は当面は施設措置となり、本人は児相にて性教育の継続。
- ・母・本人共に支援を受ける体制が整い、家庭生活・学校生活を安定して送れるようになる。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW全体を2チームに分け、各チームにSSWリーダーを配置。特に新人SSWの研修の充実化とフォロー体制を構築したことにより、新人SSWの育成につながった。新人SSWの増加等で支援対象者数は前年度ほどの伸び率にはならなかったが、新人SSWの成長に伴い解消されることが予想される。
- ・複数名対応の実施。困難な事案対応や新人SSWが担当するケースの場合は、SSWリーダーを始め、先輩SSWと複数名対応を実施することで、SSWの支援対応力の向上・状況改善につながった。

（2）課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

<課題の概要>

保護者対応において、学校の初期対応がうまくいかず、問題が大きくなった状態でS S Wに依頼が来るといふケースが多くある。そうならないために、早期対応・予防的対応が可能な配置型S S Wの増員とS S Wが機能的に動くシステム作りが必要。

<課題の原因>

- ・配置型S S Wの不足（多くは派遣型S S Wであること。）
- ・S S Wリーダー制が2年目の取り組みでO J T体制がしっかり整っていない。
- ・新人S S Wの増加。新人S S Wが指標とするガイドラインがないこと。

<解決に向け実施した取組>

- ・O J T体制の構築。S S W担当職員とS S Wリーダーの打ち合わせを実施し、体制の確認・改善を図る。
- ・ガイドライン作成に着手。S S W実践活動事例集は作成済。
- ・新人S S Wの資質向上の為、「新規支援方針会議」等新たな会議を実施し、学びの場を持つ。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

配置型S S Wの不足と配置型S S Wの育成課題。配置型S S Wは直接配置校に勤務の形態をとるため、教育委員会に在籍するS S Wリーダーから細やかな指導を受けられない。月に1回程度の指導では不十分であり、配置型S S Wの育成につながりにくい。

<課題の原因>

配置型についてのガイドラインがないこと。配置型S S WのO J T体制の不足。

<解決に向けた取組>

- ・配置型S S Wのガイドライン作成
- ・配置型S S W担当のリーダー制の確立

福岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 本市の不登校対策として、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、不登校の減少につなげる。
- いじめ、不登校、児童虐待などの子どもの課題は、小学校低学年などの幼少期に要因があることが多く、課題の未然防止、早期発見や対応を行うため、全ての中学校区の拠点となる小学校に配置し、子どもたち一人ひとりにきめ細かな支援を行っている。

（2）配置・採用計画上の工夫

- スクールソーシャルワーカー69名を中学校区内の拠点となる小学校に配置し、うち7名は正規スクールソーシャルワーカーとして配置。
- 令和元年度より、市立高等学校にも試行的に配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数は正規スクールソーシャルワーカー7名、嘱託スクールソーシャルワーカー62名。
- 資格は社会福祉士62名、精神保健福祉士28名。
勤務形態は、正規スクールソーシャルワーカー週に5日勤務。
嘱託スクールソーシャルワーカー週に4日（27.5時間）勤務。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

- ①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法
 - ・年度当初の事業説明会において、全小中高の校長・副校長・教頭に対してスクールソーシャルワーカー活用事業について説明を行い、周知している。
- ②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組
 - ・リーフレット等を作成し、教職員に対して周知をしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー69名（正規スクールソーシャルワーカー7名含む）

（2）研修回数（頻度）

- ・連絡協議会（年間2回）、区の研修（月1回程度）、グループミーティング（週1回程度）、SV（全12回）、正規スクールソーシャルワーカーによる指導助言（適宜）

（3）研修内容

- ・こども総合相談センター概要について、サービス倫理、学校組織について
- ・連絡協議会において、教職員に対しSSWの効果的な活用について
- ・ケースマネジメントについて（講義、実技）
- ・進捗状況の確認や事例検討、必要に応じて課題研修

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケースマネジメントについて

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置（有）
- ・活用方法 大学の先生による指導、助言や研修

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーに対する研修体系の構築
- ・教育委員会を主体としたスクールソーシャルワーカーの組織体制の構築

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】④不登校予防のための活用事例<SSWの配置形態：中学校区巡回型>

<事例概要>

当該児童は、小学校入学当初から登校渋りが継続しており、母親が付き添って登校する状況が継続していた。当該年度においては、その状況が改善しないことに加え、教室へ行くことも困難となっていた。

そのような当該児童に対し、主に学級担任が対応していたものの、実質的には見通しが立たないような状況であった。

<支援内容>

上記のような状況を受け、学校環境の調整を図るために、関係教職員と中長期的な見通しを共有した上で、以下4点の取り組みを実施することとした。

- ①当該児童および保護者への別室登校の提案
- ②別室登校時に学校として提示可能な課題と対応可能な職員の提案
- ③別室登校時に個別対応を通じた当該児童との援助関係の構築とアセスメントの実施
- ④③を踏まえながら、定期的に家庭と小学校とでケース会議を実施し、現行の取り組みの継続もしくは校外の関係機関との協働の必要性を検討すること

<支援成果>

上記の取り組みの結果、当該児童は言語面の発達に課題を有していることが判明し、そのことに起因して集団生活を敬遠していることが明らかとなった。そこで、家庭と学校とで検討し、特別支援学級を活用することとなった。その結果、欠席はなく登校することが可能となっている。

【事例2】⑦その他（発達障がい等に関する問題）のための活用事例

<SSWの配置形態：中学校区巡回型>

<事例概要>

昨年度より、授業中の離席等が目立ち、注意を受けると教室を飛び出したり、時には学校を飛び出すこともあった。今年度に入り、教室に入ることが難しくなり、校内をうろついたり、保健室で過ごしていた。家庭でも、自分の思う通りにならないと暴れたり、家を飛び出すことが頻繁にあり、保護者も疲弊していた。また登校するとトラブルになり学校に迷惑をかけるからと学校を休ませるようになり、不登校状態となっていた。

<支援内容>

- ① 本人との関係性の構築…学校での本人との関わりや学校生活での様子等を観察。
- ② 保護者との関係性の構築…母親とは定期的に面談を実施。面談では、母親が抱える日々の生活の困り感や、子どもが抱える言葉にできない「困り感」について、家庭と学校での様子を共有することで母親と一緒に振り返る。
- ③ 校内での支援体制の構築…特別支援委員会やケース会議等を実施し、本人・母親の思いを代弁。現在の本人を取り巻く校内での支援体制づくりと今後の方向性について検討。

<支援成果>

- ① 本人との関わり等から、本人が抱える困り感を分析。集団が苦手であること等、本人のもつ困り感の背景に障がい特性がある可能性がみられた。また、本人は「イライラした時には自分でもどうしたらいいのかわからない」と話をしてくれるなど本人が思いを伝えてくれるようになった。
- ② 母親との面談を続ける中で、子ども自身のことのみならず、母親自身が抱える生活面の不安や孤立した子育て環境にあることなどを話してくれるようになった。また、継続的な面談を実施するなかで、関係機関へ繋ぎ、その後医療機関を受診。ADHDの診断とともに、服薬も開始することとなった。
- ③ 校内での支援体制をつくり、本人の学校での居場所ができたことで安定して登校できるようになった。また、複数の職員が関わることで本人の状況について様々な視点での見立てを共有することができた。今後は本人の学習環境等について検討していく。

【事例3】⑨ヤングケアラーのための活用事例<SSWの配置形態：中学校区巡回型>

A児は母、きょうだい1人の3人世帯。母はたくさんの精神疾患を持っており定期通院中。月に何度か布団から起き上がることが困難な程度の体調不良に見舞われるので、A児は家事を全て担っており、家にいることが多くなったため、欠席が増えその後引きこもり状態の不登校になる。

SSWは母の了承を得て定期家庭訪問を実施。まずはAと関係形成を図るために話をしていく。Aは徐々に心を開いてくれるようになり、少しずつ近所に散歩までいけるようになる。その中でAは「私が学校に行っている間に母が死ぬかもしれない。でも学校にも行きたい。」と打ち明けてくれる。直接的に母に代弁してほしいとのことであったため、母とAの将来のことについて話をすることを切り口に母の思いを聞き、Aの学校に行きたい気持ちを少しずつ伝える。その中でA児の家事負担が心配されたため、福祉サービスの導入を母へ進めるも、他人が自宅に入るのを拒否されたため、母子家庭の食料支援や宅配サービスなどを紹介し、A児が少しでもゆっくりできる時間を確保する。

そのうち、Aの外出も少しずつ増え始めたため、学校に行く練習も行い、週に1回から数分来ることができるようになる。しかし、不登校状態が長引き、学習に遅れが生じていてそれを気にしている様子なので、今後はフリースクールの促しを行い、学習保障についても動いていく予定。

【4】成果と今後の課題等

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 相談件数は4, 247件、介入件数は1, 069件、終結率（実際に解決した件数）は760件であった。
- 各学校において、スクールソーシャルワーカーの業務などについての理解が深まってきており、学校とともに支援が必要な家庭へ介入を行うなど組織的な対応が築かれてきている。
- 拠点校スクールソーシャルワーカーが専門的な指導助言を行うことにより、スクールソーシャルワーカーの資質能力の向上に資することができている。
- 高等学校に試行的に配置する中で、様々な理由により、将来に向けての進路決定が困難になっている現状を把握し、スクールソーシャルワーカーが専門性を生かし、関わることができた。

年度 件数	H29	H30	R1
相談件数	1, 595	4, 450	4, 247
介入件数	536	1, 088	1, 069

- 4段階評価 R1 SSW活用調査より
 - ・SSWは児童生徒への対応を丁寧に行っている（平均3.1）
 - ・保護者への対応は丁寧に行っている（平均2.6）
 - ・教職員と連携をしている（平均3.0）
 - ・関係機関と連携している（平均2.8）
- 学校からの記述による評価（R1 SSW活用調査より）
 - ・会議では専門的な意見を述べ、関係機関との連携、民生委員、主任児童委員の会合にも参加し、いつでも支援要請ができる関係づくりを進めている。
 - ・事案解決や解決の糸口をつかむうえで、家庭や学校の課題解消におおきく貢献している。常に子どもの立場にたち、時には代弁者となり活動し、定期的な支援会議を行い、共通理解と共通実践を行っている。

(2) 課題と課題解決に向けた取組

- ①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組
 - <課題の概要>
 - ・相談技術向上の研修をしているか。（学校4段階評価SSW活用調査 平均2.1）
 - ・69名中、1年目から3年目のSSWは51名であり、経験年数は少ない。
 - <課題の原因>

- ・平成30年度、配置を拡大し、平成31年度から正規SSWを導入。体制作りが急務である。

<解決に向け実施した取組>

- ・正規SSWが、嘱託SSWへの指導助言や困難ケースの対応支援を行うことで、福岡市の支援体制全体の向上を図った。
- ・SSWの資質能力の向上に向けて、研修体制の充実を図った。
(具体的には、毎週のグループミーティング、区の会議、計画的な研修を実施した。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

<課題の概要>

- ・子どもを取り巻く環境は、複雑化、多様化しており、課題の解決には、不登校対応教員、SSWやSC等が連携して取り組む「チーム学校」を機能させていくことが必要である。
- ・特別支援学校については、学校からの支援要請に応じてSSWを派遣し、対応してきていたが、より高度な専門性を必要とするため、十分な対応ができなかった。

<課題の原因>

- ・SSWの資質向上と教職員の理解及び校内支援体制の構築。
- ・特別支援教育に対する理解と高度な専門性を身につけるための研修。

<解決に向けた取組>

- ・スクールソーシャルワーカーに対する研修体系の構築。
- ・スクールソーシャルワーカーの組織体制の構築。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した研修の充実。

熊本市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（令和元年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、SSWを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

熊本市教育委員会事務局学校教育部総合支援課にSSWを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数は10人としたが、年度途中で1人入れ替わりがあった。資格は精神保健福祉士2人、社会福祉士6人、精神保健福祉士と社会福祉士の両方3人。勤務形態は、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週5日、1日5時間、週25時間程度の勤務で、年間活動時間は合計12,000時間とした。

（4）スクールソーシャルワーカーに対する教職員の理解促進に向けた取組

①活動方針等に関する指針（ガイドライン）の策定状況・周知方法

【策定状況】

- ・「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を作成し、事業の目的や活動内容、派遣までの流れ等を示している。
- ・第1回連絡協議会での説明資料を作成している。

【周知方法】

- ・第1回連絡協議会でSSWと学校担当者に説明している。

②研修の実施や①以外の教職員の理解促進に向けた取組

- ・学校の判断で、SSWの活用についての研修を校内で行っている。
- ・「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」と第1回連絡協議会の説明資料のデータを全職員が見たり、ダウンロードしたりできる所に保管し、そのことを周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

SSW、教育委員会担当指導主事等

（2）研修回数（頻度）

- ①事例検討会（毎週）
- ②各SSWの個別スーパービジョン（随時）
- ③ライブスーパービジョン（随時）
- ④外部講師による研修会（年間1回）

（3）研修内容

【①～④】ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等

【⑤】SSWの経験が豊富な講師による講演・演習

（4）特に効果のあった研修内容

- ・身近にSVがいることでSSWがすぐに相談でき、支援が充実した。また、困難事例への対応もスムーズにできた。
- ・SVがすべてのケースに関わることで、熊本市の学校及び子どもの状況を全体的に把握できるため、より効果的な支援が展開できるようになった。
- ・SSWの経験が豊富な講師による研修に取り入れたことで、SSWの資質向上を図ることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置（有）

○活用方法 SVが支援方針助言や困難ケースの支援等を行うことで、効率的・効果的な運用を図る

（6）課題

派遣依頼数の増加に伴い、SSWの対応ケースが多様化している。また、問題が複雑なケースが多く、解決までに相当な時間を要する。今後も研修内容を充実し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】母親との関係から不登校になっている児童の支援のための活用事例（④不登校）＜SSWの配置形態：派遣型＞

A（小6）は、母親、兄（高校休学中）、妹（小2）との4人暮らしで、Aは5年生の終わりから半年ほど入院しており、夏休み中に退院した。入院の経緯は、家庭内での暴力とゲーム依存傾向、不登校であった。また、母親が精神的に不安定で、学校とのやりとりも拒否的な状況だった。

支援依頼を受けたSSWは、関係機関とのカンファレンスで情報共有及び今後の役割分担、退院後の支援体制、登校の進め方について話し合いを行った。退院後は、学校生活の状況及び学校との関りの聞き取り、また、家庭訪問を行い自宅での様子、母親の子どもたちへの接し方、インフォーマルな支援者についても面談し、情報収集を行った。その中で、母親自身が幼い頃から実母との関係性が全く築けておらず、子どもとの接し方が分からないで苦しんでいること、誰も信じることができずに子ども達に対して激高するか自傷行為を行うかという状況であること

が分かった。

S S Wは、母親の気持ちをしっかりと受け止め、少しずつ信頼を築きながら具体的に子ども達への接し方や声のかけ方のアドバイスを行った。Aの日々の様子や気持ちの受け止めは信頼関係のできていた学校の担任が行い、情報を共有した。また、母親に精神疾患に関してのアドバイスも行った。時々突然家庭との連絡が取れなくなるなどリスクが高い家庭であるため、訪問看護や相談支援事業所、医療機関や児童相談所などとS S Wが情報を集約し、調整役となりながら見守りを継続した。母親は少しずつ周囲にS O Sが出せるようになり、子ども達は登校が安定し、楽しく学校生活を送れるようになった。

【事例2】面前DVにより心理的影響を受けている生徒の支援のための活用事例（②児童虐待）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

小学6年生Bは、授業への参加や内容理解が難しいことから、昨年度から知的障害学級へ転籍した。遅刻や忘れ物が目立ち個別支援が必要な児童であった。家庭での関りが薄く、学校と家庭もうまく繋がることができなかつた。Bは学校では物静かなものの、家庭では暴言や暴力があり状態像の不一致がある。また、Bより「自分ばかり父親に怒られる。暴力を振るわれる。」といった発言もあり、S S Wが介入することとなった。

S S Wは母親とBとの面談を重ねた（父親への介入は母親が拒否）。Bとの面談では、面前DVや父親による強い叱責があることが語られた。とにかくストレスが溜まっていることや父親への嫌悪感を語るが多く、ある日、担任やS S Wに幻聴や悪夢、希死念慮があると打ち明けた。母親は最初の頃は虐待の事実を認めなかったが、Bへの心理的影響を伝えることで認めた。校内支援会議を開催し、虐待の対応は早期に児童相談所への通告が必要であることを助言した。それぞれ役割分担をし、S S Wは各機関と連携を図りながら、Bの特性理解の促進や放課後等デイサービスの利用手続き、就学援助の手続きをサポートするなど生活面の支援を担った。

これまで、家庭内だけで問題を抱えていた母親が、他者としてしっかりと関係性を築き、相談支援体制が整ったことで、問題解決の糸口を見出すことができた。Bや家族の安心安全な暮らしに向けて、母親が課題に向き合うことができるよう、今後も引き続き支援が必要である。

【事例3】パニック障害の母親の支援を日常的に行っていて、登校が出来ていない生徒の支援のための活用事例（④不登校、⑨ヤングケアラー）＜S S Wの配置形態：派遣型＞

中学1年生女子Cは、母親、姉と暮らしていたが、昨年姉が結婚で家を出たため、母子2人の生活になった。Cは、小学校の時から不登校傾向で、精神疾患を持つ母親の調子が悪い時には付き添って休むことがあり、宿泊行事にも参加出来ていなかった。中学入学後は週に数日、1時間ほどの登校をしていた。欠席の理由としてCは天気によって偏頭痛がある等の不定愁訴を訴えるが、母親の不安定さが影響していることが考えられた。

支援依頼を受けたS S Wは本人面談を重ね、母親が1人では買い物にも行けないこと、出先で何度か倒れたこともあるため、常にCが付き添っているという事実を把握した。その後、母親との面談が実現した。母親は長年パニック障害を患い、初めての場所には行けないため、Cをととても頼りにしていること、同じような症状を持った人たちと話がしてみたいこと、過去のDVの後遺症もあることなどをS S Wに打ち明けた。それと同時に、Cにはできれば義務教育を受けさせたいこと、勉強の遅れが気になることも話された。母親が元気になることが、Cのためには最優先であるとの共通認識を持つことができたため、S S Wは現在も母親の病院受診同行、自助グループの紹介など、母親に対するサポートを続けている。

【4】成果と今後の課題等

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

1人はスーパーバイザーとして全ケースに関わり指導助言及びマネジメント等を行った。

不登校対策モデル校として2中学校区を指定し、スクールソーシャルワーカー1人を専任で配置し、スクールカウンセラーや不登校対策サポーターと連携して活動した。

【令和元年度】

- ・支援人数：小学校364人、中学校373人、合計737人
- ・支援内容：家庭環境の問題640件、不登校483件、発達障害に関する問題415件（重複有）他
- ・終結人数：268人（終結率36.3%）

（2）課題と課題解決に向けた取組

①昨年度（平成30年度実践活動事例集）に記載した課題、課題の原因、その解決に向け実施した取組

＜課題の概要＞

- ・S S Wが介入せずに済むケースの派遣依頼が増加していた。

＜課題の原因＞

- ・ケース整理の方針が曖昧である。

＜解決に向け実施した取組＞

- ・ケースの受理・終結の流れを見直し、ケース整理を組織的に行うようにした。

②今後の課題、課題の原因、その解決に向けた取組

＜課題の概要＞

- ・学校からの派遣依頼数が年々増加している。

＜課題の原因＞

- ・拠点が教育委員会になっており、拠点から担当校まで距離があること、担当校が隣接していないことから、移動に時間を要する。

＜解決に向けた取組＞

- ・担当校を隣接して設定すること、担当校の一つを拠点にすることで、移動の効率化を図る予定である。